



廃棄物・資源循環分野における現下の主な課題

令和 7 年 2 月 18 日
環境再生・資源循環局



平成29年意見具申、平成29年廃棄物処理法改正を経て、なお課題が残ると考えられる不適正ヤードへの対応に加え、資源循環の進展、JESCOによるPCB廃棄物の処理期限の到来、令和6年能登半島地震等における災害廃棄物対応の検証を踏まえた対策の充実・強化など、資源循環・廃棄物処理分野において、現下の課題と考えられる事項については以下のとおり。

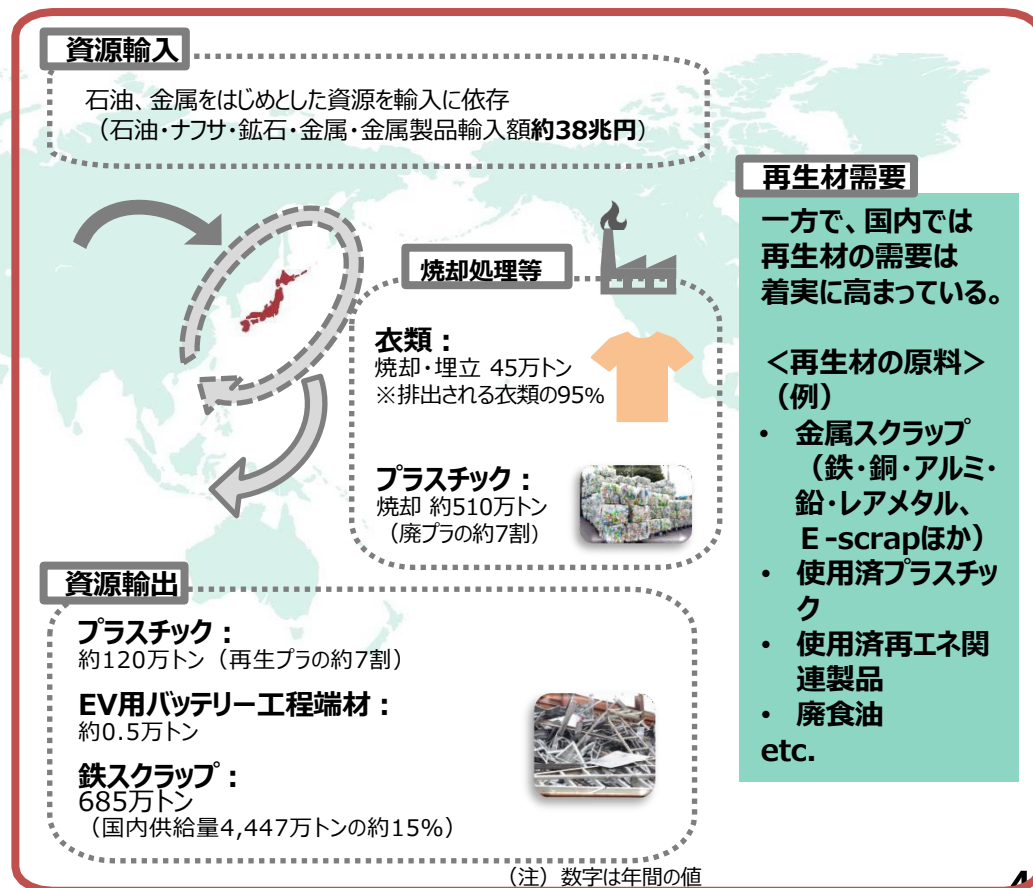
- 1. 資源循環の推進に向けた制度的取組**
(不適正ヤードへの対応と資源循環ネットワーク形成及びリサイクル拠点の構築)
- 2. 処分期限後に覚知されたPCB廃棄物の適正処理の確保の仕組みの検討**
- 3. 令和6年能登半島地震等における災害廃棄物対応について**

1.資源循環の推進に向けた制度的取組

(不適正ヤードへの対応と資源循環ネットワーク形成及びリサイクル拠点の構築)

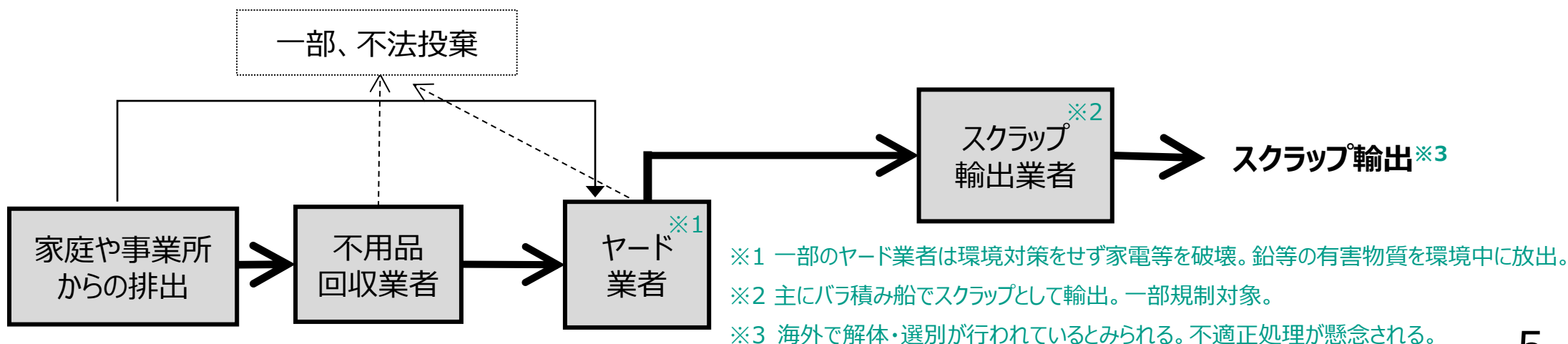
背景：循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行に向けた課題

- 世界で、資源枯渇の懸念・資源ナショナリズムの動きや、素材・製品産業における競争力強化のため再生材利用が必須となっていることを背景として、各国で、循環経済への移行を通じた再生材確保のためのサプライチェーン強靱化の取組が進んでいる。資源小国であり、石油、金属をはじめとした資源を輸入に依存している我が国にとっても、**廃棄物等を資源として最大限活用するための経済社会システムへの転換は急務**。
- 我が国では、昨年8月、**循環経済への移行を国家戦略**として着実に推進すべく、「**第五次循環型社会形成推進基本計画**」を閣議決定。昨年7月には、「**循環経済に関する関係閣僚会議**」を設置し、同年12月に、循環経済への移行に向け、政府全体として戦略的・統合的に行う取組を具体化した**政策パッケージ**をとりまとめたところ。
- 製造業に対する再生材の供給拡大を図るためには、循環資源（廃棄物等のうち有用なもの）の徹底的な資源循環のため、**再生材の製造拠点となりうる高度なリサイクル施設の整備や資源循環の担い手からなるネットワークの形成などにより、新たなサプライチェーンの整備**を図る必要がある。
- 一方、現状では、質と量を満たす供給と需要の創出が不十分であるなど、再生材市場が未成熟であることから、**リサイクル可能な原料が焼却・埋立されたり、海外輸出**されている。また、輸出の一部は、「**ヤード**」における**不適正な取扱い**を経て行われている事例もあることが懸念されている。
- こうした課題を解決するためには、不適正なヤードを排除するなど適正処理を前提としつつ、国内資源循環の基盤を強固なものとするため、**動静脈連携を通じた再生材供給のサプライチェーンの整備を推進するとともに、海外流出に繋がる不適正なルート**を絶つことが重要。



「不適正ヤード」への対応検討の背景

- ① 平成29年の廃棄物処理法の改正により、新たに「有害使用済機器保管等届出制度」を創設。しかし、当該制度に基づく届出件数は計612件（R6.9時点）に留まる。
- ② 「有害使用済機器保管等届出制度」の規制対象は、**リサイクル法の対象機器（家電4品目及び小型家電28品目）に限定**。
- ③ 規制対象外の金属スクラップ等の不適正な保管や処理に起因する騒音や悪臭、公共水域や土壌の汚染、火災の発生等が報告されている。また、不適正なヤード業者を経由して金属資源等が海外に流出しているとの指摘もある。
- ④ 一部の自治体においては、廃棄物や有害使用済機器に該当しない、いわゆる**再生資源物の保管に関する規制を設ける条例**を制定しているが、**条例が制定された自治体から制定されていない自治体に事業場を移転**する動きがあるとの指摘もある。



「ヤード」における雑品スクラップ等の取扱いに関する実態調査の概要①

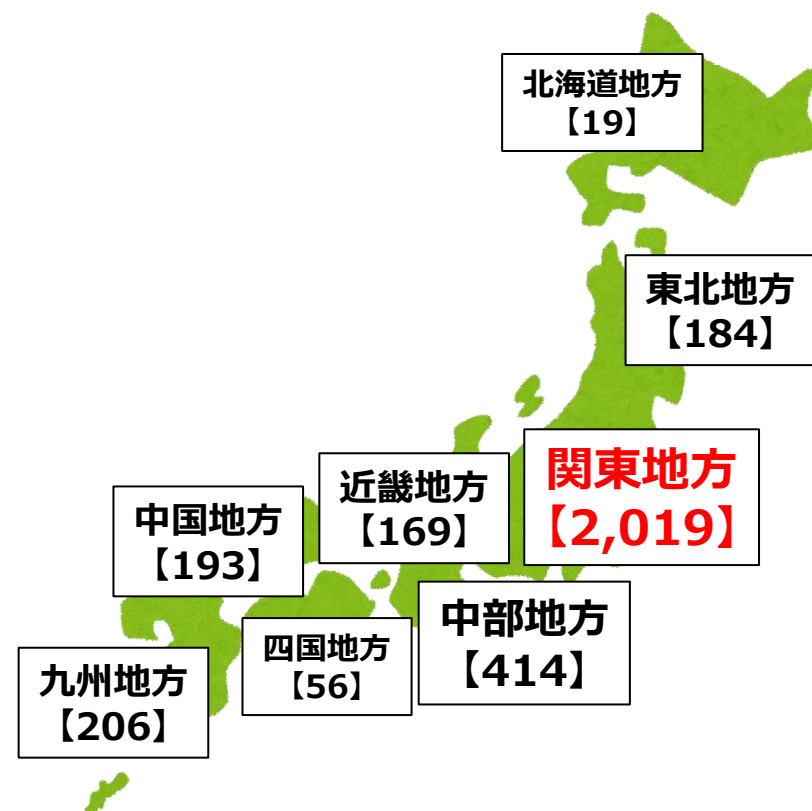
【調査概要】

1. 生活環境保全上の支障が生じている「ヤード」の実態を把握し、現行規制に対する見直しを検討するため全国の自治体に向けて調査を行った。
2. 調査対象自治体：都道府県(47)、政令市(82) … 計129自治体
3. 調査対象期間：令和5年10月1日～令和6年9月30日
4. 回答率：100%
5. 調査項目：事業場の件数、再生資源物の保管等の実態、生活環境保全上の支障の発生状況 等

① 事業場の件数

1. 再生資源物の保管等を行っている事業場数は、3,260であった。（有害使用済機器保管等届出件数（612）を除く。）
2. 地域別には関東地方の事業場数が最多で2,019であった。（地方環境事務所の管轄地域で区分）

- 把握自治体数は、都道府県で47の内41、政令市で82の内41（合計：129の内82）であった。
- 地域別には、関東地方は管内の事業場を把握している自治体が多かった。一方、近畿地方や九州地方は管内の事業場を把握している自治体が少ないことから、更に多くの事業場が存在している可能性はある。



「ヤード」における雑品スクラップ等の取扱いに関する実態調査の結果②



② 再生資源物の保管等の実態について

1. 再生資源物保管等事業場では、雑品・金属スクラップ、プラスチック製品、鉛蓄電池、ガラス・コンクリート、陶磁器製品、木製の製品、リチウムイオン電池、ゴム製品等の多種多様な物品が保管等されている。
2. 一般家庭から解体業者まで仕入れ元は幅広く、海外に搬出されているものもある。

➤ 再生資源物保管等事業場では、現行制度の規制対象外の物品（有価物）が保管等されている。また、海外の商社や卸売業者、リユース業者に搬出されている。

③ 生活環境保全上の支障の発生状況

1. 有害使用済機器保管等届出事業場では、22の事業場において24件の支障発生があった。一方、再生資源物保管等事業場では、165の事業場において211件の支障発生があった。
2. 再生資源物保管等事業場では、支障の種類として、騒音・振動（87件）が最も多く、次いで飛散・流出（44件）、火災（27件）であった。

➤ 一部の再生資源物保管等事業場では、生活環境保全上の支障が発生しており、有害使用済機器保管等事業場よりも支障発生割合が高い。また、事業場数が多い自治体の一部においては支障を把握していないため、問題が深刻化する可能性はある。

④ 再生資源物保管等事業場における廃鉛蓄電池及び廃リチウムイオン電池の取扱状況

1. 廃鉛蓄電池の解体によって、廃液の場外流出に起因する排水の鉛の環境基準超過、周辺水路のpHなどの水質悪化が報告された。
2. 廃鉛蓄電池の精錬によって、悪臭の発生や処理水の鉛の基準超過が報告された。
3. 廃リチウムイオン電池を原因とする生活環境保全上の支障として火災との回答があった。
4. 屋外保管を行っている再生資源物等に廃リチウムイオン電池が混在している事案があり、重機により、ぞんざいに扱われることにより破損し、ショートしている可能性があるとの回答があった。

「ヤード」における雑品スクラップ等の取扱いに関する実態調査の結果③

➤ 現行制度に不十分な点があると感じている自治体数：108/129（84%）

1. 「有害使用済機器」と「廃棄物」を見分ける判断基準が不明確であるため、より明確な基準を示して欲しい。
2. 有害使用済機器と外観上判断が困難な機器類をリユース品、修理可能品などと事業者が主張して取り扱うことがあり、指導に苦慮するケースがある。
3. 再生資源物保管等事業場に寄せられる苦情の多くが「騒音」「振動」であるが、明確に指導することができない。
4. 有害使用済機器保管等の届出義務がない事業場だと受入先・搬出先の確認が難しく、流通経路の把握が困難な状況である。事業者の実態把握や指導のためには、対象品目の拡大が必要である。
5. 有価物であっても、有害性・発火性・爆発性を有するもの、悪臭の発生、フロンや廃油等の漏洩、崩落等のおそれがあるもの等、周辺住民の生活環境保全上の支障を及ぼすおそれのあるものを取り扱う事業者も規制対象にする必要がある。
6. 有害使用済機器のみを取り扱っている事業場はなく、ほとんどの場合が雑品スクラップとの混載物であることから、対象品目に限定した指導では限界がある。

（任意回答、有効回答数：36自治体、複数回答あり）

有害使用済機器保管等届出制度への意見	回答自治体数
①許可制度導入や対象品目の拡大、保管基準等の厳格化による規制強化	17
②地域の実情を踏まえた条例での規制や、省庁連携による廃棄物処理法以外の法令の必要性	13
③現行制度での事業者への指導の限界（有害使用済機器の該当性判断の煩雑さ、火災等への対応等）	7
④事業者への制度周知と指導不足（外国人含む）	4
⑤自治体職員の権限拡大と明確化	3

【参考】再生資源物保管等事業場における生活環境保全上の支障事例



崩落した金属スクラップ



火災発生後の雑品スクラップ



雑品スクラップの屋外保管に伴う油汚染



雑品スクラップの洗浄に伴う汚水の流出

- 「不適正ヤード」における生活環境保全上の支障が発生している現状を踏まえ、特に有害性が懸念される廃鉛蓄電池の取扱いを含めた本格的な実態調査に先駆け、廃棄物等の技術的な管理及び処分技術並びに環境関連法令の知見を持つ有識者による「ヤード環境対策検討会」を設置。
- 令和6年10月に第1回、12月に第2回、令和7年1月に第3回を開催し、具体的な検討を進めているところ。

主要な検討事項

① 届出制度が十分に機能しているか。

- 法制的な対応を検討する上で、許可制度を設けている既存条例との関係について留意が必要か。

② 有害使用済機器の範囲は十分か。

- 不適正な取扱いに伴い生活環境保全上の支障が生じうる対象物について、家電・小電だけでなく、雑多な金属やプラスチック、鉛蓄電池等、対象とするべき物としてどういったものが考えられるか。
- 対象範囲の定義については、様々な角度からの検討が必要か。

③ 廃鉛蓄電池等の解体に伴う生活環境保全上の配慮は十分か。

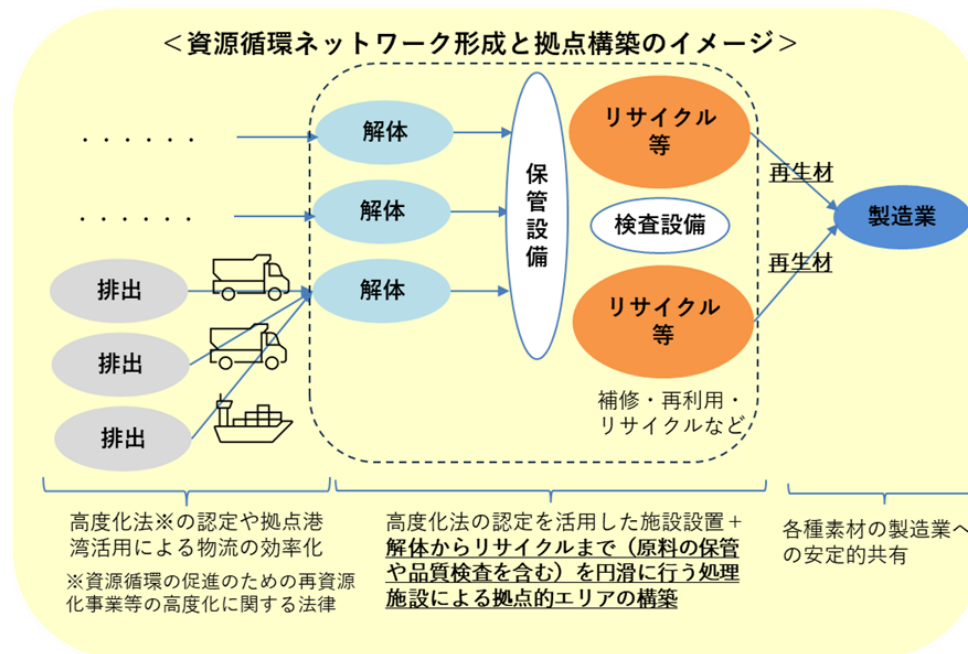
- 処分方法、残さの処分等について基準を設ける必要があるか。
- 金属スクラップの中でも有害性の違いを考慮し、基準を設ける必要があるか。

④ 不適正輸出を防ぐ仕組みとして更なる検討が必要か。

- 有害使用済機器の範囲を検討することと併せて、特に処分に伴う環境への影響が高い物品については、不適正輸出を防ぐ仕組みが必要ではないか。

資源循環ネットワーク形成及び拠点の戦略的構築に関する調査事業について

- 製造業に対する再生材の供給拡大を図るには、**拠点となりうる高度なリサイクル施設等への集中的な投資や制度的措置を講じつつ、資源循環の担い手となる主体をネットワークで繋ぎ、静脈産業と動脈産業の新たなサプライチェーンの整備**を図る必要がある。
- そこで、環境省では、令和6年度補正予算による調査事業として、**主要な循環資源に注目しつつ、それぞれの性質や産業構造、関係する制度を整理し、資源循環ネットワーク形成及びリサイクル拠点の構築に向けて、全国12箇所でFS調査を実施する。**



想定される循環資源

- （例）
- ・金属スクラップ（鉄・銅・アルミ・レアメタル）
 - ・電子スクラップ（E-scrap）
 - ・リチウムイオン蓄電池
 - ・使用済自動車（プラスチック）
 - ・再エネ関連製品（風力、太陽光）
 - ・廃食油（SAF等） 等

※現状は、旺盛な海外需要により、これら資源の海外輸出も多く、国内のエコシステム形成による国内市場構築が急務。

戦略策定
FS事業



高度化法の
大臣認定



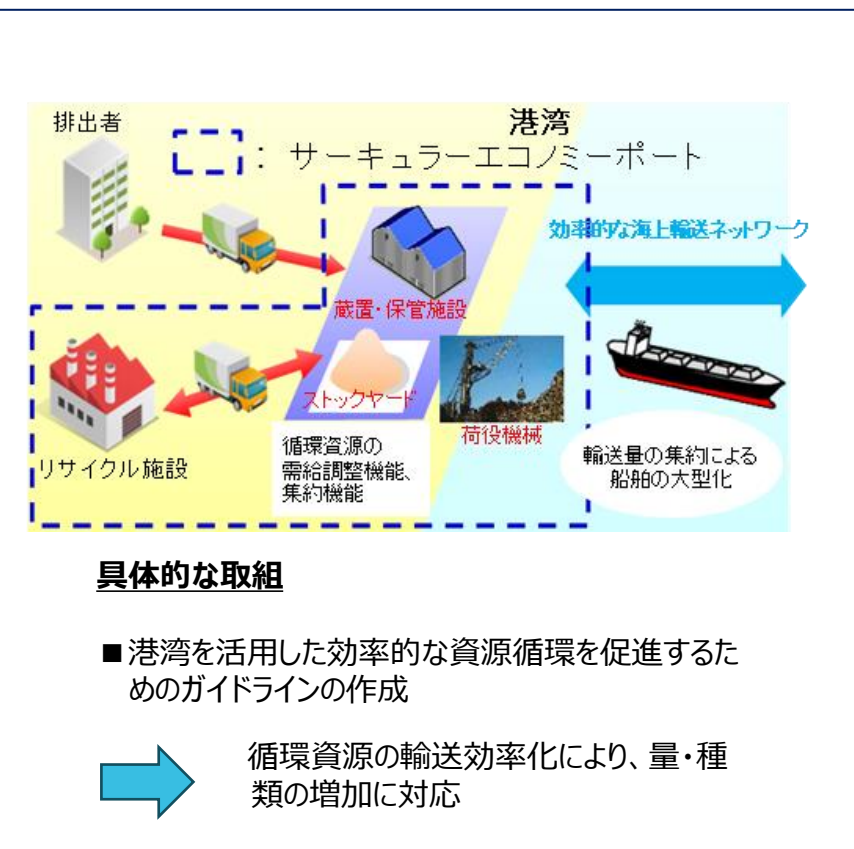
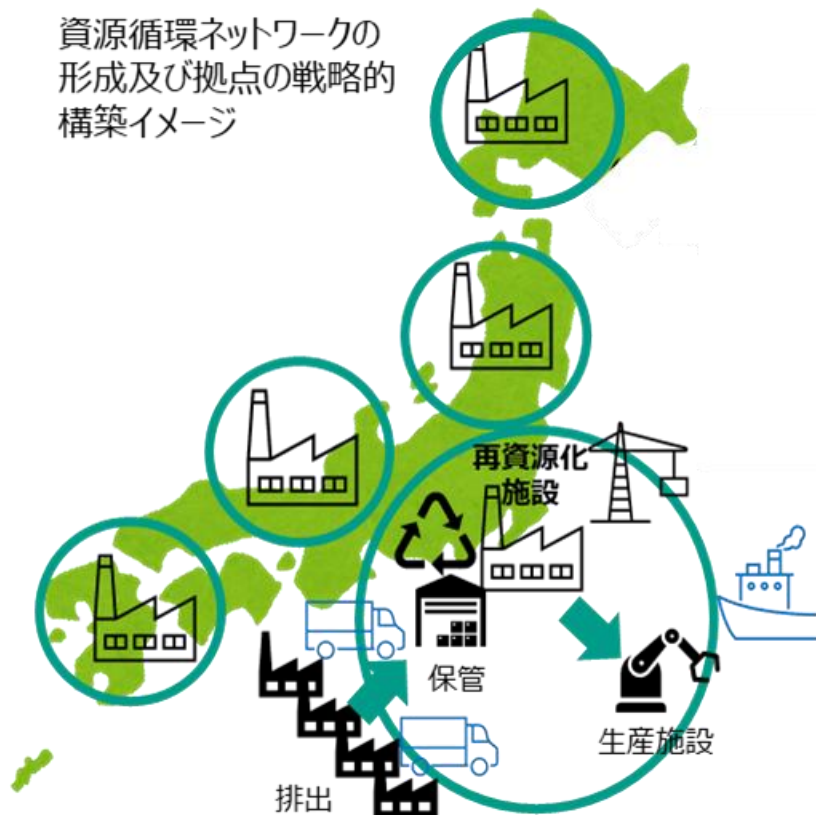
エネ特・GX
実証・設備補助



立地や物流効率
化に関する措置
（検討中）

「循環経済拠点港湾（サーキュラーエコノミーポート）」（仮称）について

- 他省庁の動きとして、港湾を核とする物流システムの構築による広域的な資源循環に向けて、「循環経済拠点港湾（サーキュラーエコノミーポート）」（仮称）のあり方に関する検討会を実施中。令和6年度内で選定要件を決定後、令和7年度以降選定を開始予定。



【概要】

- 今後のネットワーク形成・拠点の構築の際に必要な制度的な措置や各種の支援策のあり方の検討に向けて、全国12箇所でFS事業を行い、あらゆる観点で再生材の供給拡大に向けた課題について、整理・分析を行う。
- 具体的には、前ページで示された想定エリアを中心としたサプライチェーン全体での関係場所において、循環資源ごとの性質や産業構造をふまえ、以下の観点について調査を行うとともに、今後のネットワーク形成・拠点の構築の際に必要な制度的な措置や各種支援策のあり方について検討を行う。

<循環資源>

鉄、アルミ、銅、E-scrap、太陽光パネル、風力発電設備、リチウムイオン電池（民生用、車載用）、有機系廃棄物（廃食油等）、プラスチック他、エリアを指定した複数の循環資源の組み合わせ（既存のエコタウンのアップデートや跡地利用等）。

<観点>

- **（マテフロ分析）** マテリアルフローの詳細な分析・国内外一体となった資源循環の目指す姿の整理・分析
- **（法令・制度）** リサイクル促進に向けてサプライチェーン全体に関わる法令に係る課題整理と解決案の提示
- **（技術）** 選別・再資源化に係る現状の技術動向と選別・再資源化に係る技術開発のあり方や課題の整理・分析
- **（物流）** 物流方法ごとの量的な整理や物流のあり方の整理・分析
- **（経済・金融）** 現状のコスト構造の整理及び再生材市場拡大に向けた経済面での課題の整理・分析／再生材価格の決定要因
- **（データ）** サプライチェーン全体における現状のデータの整理・リサイクル促進に向けたデータのあり方の整理・分析
- **（エネルギー）** 資源循環に必要なエネルギーの種類・調達先・調達方法の整理及び今後のエネルギー調達のあり方の整理・分析
- **（動脈側の取組）** 製造事業者側における再生材の使いこなし（質・量）やリサイクル設計のあり方の整理・分析
- **（その他）** 地域性や循環資源の性質に基づいた、資源循環の律速要因と考えられる項目の整理

2.処分期限後に覚知されたPCB廃棄物の 適正処理の確保の仕組みの検討

ポリ塩化ビフェニル（PCB）とは

- **PCB（Polychlorinated biphenyl：ポリ塩化ビフェニル）** は、水に溶けない、化学的に安定、絶縁性が良い、沸点が高いなどの性質をもつ、工業的に合成された化合物。
- PCBは、絶縁性等の性質により、主として次の用途に使用。
 - ・トランス用絶縁油、コンデンサー用絶縁油
 - 高圧トランス（変圧器：発電所、工場・ビルの受電設備、鉄道車両等で使用）
 - 高圧コンデンサー（送配電線等で使用）
 - 低圧トランス・低圧コンデンサー（家電製品の部品等）
 - ・熱媒体（熱媒油）、潤滑油、感圧複写紙など
- PCBは人の健康・環境への有害性が確認され、分解されにくく、広範に環境中に残留していることが知られている。



コンデンサー



安定器

歴史と課題

- 1968年（昭和43年） 西日本を中心に広域で、米ぬか油へのPCB混入による食中毒 **「カネミ油症事件」**が発生。
- 1972年（昭和47年） 行政指導によりPCB使用製品の製造中止、回収等指示

約30年間、民間主導で処理施設の立地が試みられたが、全て失敗（39戦39敗）
→ 処理の停滞・保管の長期化
この間に、紛失・漏洩等による環境リスクの増加

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の概要

- 世界的に、一部のPCB使用地域から、全く使用していない地域（北極圏等）への汚染の拡大が報告されたこと等を背景として、国際的な規制の取組が始まり、**残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）**が平成16年(2004年)5月に発効した。
- この条約では、**PCBに関し、令和7年(2025年)までの機器内における使用の廃絶、令和10年(2028年)までの適正な管理が求められており**、我が国は平成14年(2002年)8月にこの条約を締結している。

(参考)

1. POPs (Persistent Organic Pollutants: 残留性有機汚染物質) とは、難分解性、高蓄積性、長距離移動性、毒性のような性質を持つ化学物質

2. スtockホルム条約の目的

リオ宣言第15原則に掲げられた予防的アプローチに留意し、残留性有機汚染物質から、人の健康の保護及び環境の保全を図る。

3. PCB『処理等』に関する規定

- ・ 本条約の第6条1の規定に従い、0.005%(50ppm)を超えるPCBを含有する液体及び0.005%(50ppm)を超えるPCBで汚染された機器について、できる限り速やかに、締約国会議が検討することを条件として、遅くとも2028年(令和10年)までに廃棄物の環境上適正な管理を行うことを目的とした確固たる努力を払うこと。
- ・ さらに、PCBを0.005%(50ppm)を超えて含有する他の物品（例えばケーブルのシース、硬化することにより水漏れを防止するための物質、塗装された物）を特定し及び当該物品を第6条1の規定に従って管理するよう努めること。



PCB廃棄物の種類

高濃度PCB

① 高圧変圧器・コンデンサー等



高圧トランス



高圧コンデンサ

高圧変圧器、高圧コンデンサー、リアクトル、放電コイル、サージアブソーバー、変成器、開閉器、遮断器、整流器等

② 安定器等



蛍光灯安定器

蛍光灯安定器、水銀灯安定器、小型電気機器等

③ 可燃性のPCB汚染物（10万mg/kg超）



感圧複写紙

感圧複写紙、ウエス、汚泥、防護具類、塗膜くず等



ウエス



インナー手袋



汚泥

④ 不燃性のPCB汚染物（5千mg/kg超）

JESCOの5事業所

※②、③は北海道・北九州のプラズマ溶融処理施設で処理

低濃度PCB

① 低濃度PCBに汚染された廃電気機器等



変圧器・コンデンサー等



柱上変圧器



OFケーブル

② 可燃性のPCB汚染物等（10万mg/kg以下）

③ 不燃性のPCB汚染物等（5千mg/kg以下）



金属くず、コンクリくず、廃油等

都道府県及び政令市の長による許可施設
環境大臣による無害化処理認定施設
※処理施設ごとに、処理可能な品目が異なる。

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物処理事業

- 2001年（平成13年） PCB特措法成立
高濃度のPCB廃棄物については、国が主導し、全国 5 か所
（北九州、大阪、豊田、東京、北海道（室蘭））にJESCO
（中間貯蔵・環境安全事業株式会社）の処理施設を施設立地
地域のご協力をいただき、順次設置
- 2010年（平成22年）廃棄物処理法に基づく無害化認定制度開始
低濃度のPCB廃棄物については、民間による無害化認定施設
（焼却、洗浄）において処理が開始
- 2014年（平成26年） JESCO処理施設の処理期限の延長
- 2016年（平成28年） PCB特措法等の改正
（使用中の高濃度PCB使用製品の期限内の処理を義務化など）
- 2024年（令和 6 年3月） JESCO北九州・大阪・豊田事業所における高濃度PCB処理事業を終了
- 2024年（令和 6 年8月） 北海道(室蘭)の対象エリアに、令和 5 年度末で処理事業を終了した西日本(北九州・大阪・豊田)を追加し、東京と北海道(室蘭)の 2 か所体制へ変更（処理期限は令和8年3月で変更なし）
- 2026年（令和 8 年） 3 月 JESCO室蘭・東京事業所での高濃度PCB処理事業終了
- 2027年（令和 9 年） 3 月 低濃度PCB廃棄物の処理期限



JESCO北海道事業所（北海道室蘭市）
左：プラズマ熔融施設、右：化学処理施設

PCB廃棄物処理基本計画に基づく事業エリア

●高濃度PCB廃棄物の処分期間と事業エリア

※処分期間：PCB特措法で保管事業者に処分が義務付けられた期間

安定器及び汚染物等

北海道(室蘭)・東京 事業エリア

処分期間：令和5年3月31日まで

令和7年度末で事業終了予定

安定器及び汚染物等

北九州・大阪・豊田 事業エリア

処分期間：令和3年3月31日まで

令和5年度末で事業終了

変圧器・コンデンサー

北海道(室蘭) 事業エリア

処分期間：令和4年3月31日まで

令和7年度末で事業終了予定

変圧器・コンデンサー

東京 事業エリア

処分期間：令和4年3月31日まで

令和7年度末で事業終了予定

変圧器・コンデンサー

豊田 事業エリア

処分期間：令和4年3月31日まで

令和5年度末で事業終了

変圧器・コンデンサー

北九州 事業エリア

処分期間：平成30年3月31日まで

平成30年度で事業終了

変圧器・コンデンサー

大阪 事業エリア

処分期間：令和3年3月31日まで

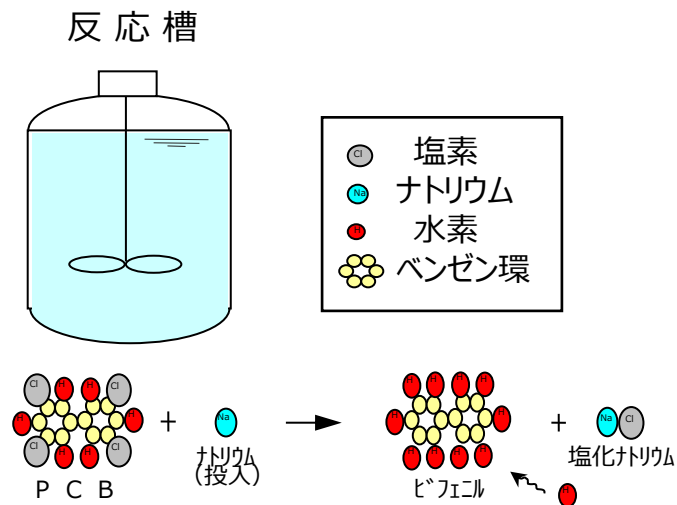
令和5年度末で事業終了

北九州エリア：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県（17県）
大阪エリア：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県（6府県）
豊田エリア：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県（4県）
東京エリア：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県（4都県）
北海道（室蘭）エリア：北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県（16道県）

【参考】室蘭での高濃度PCB廃棄物の無害化処理方法

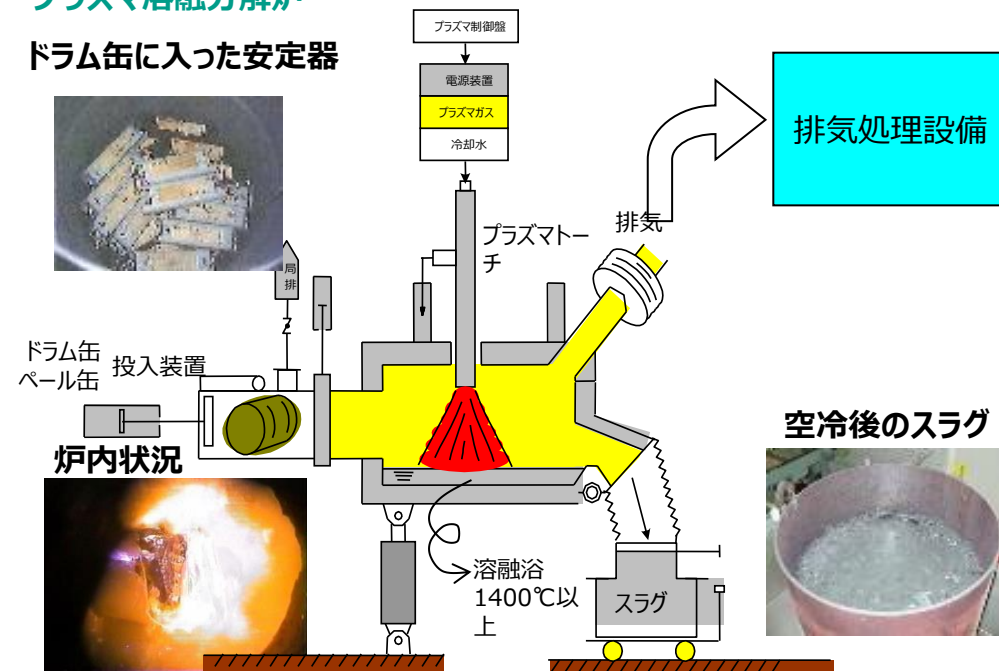
- 変圧器・コンデンサー等は、充填されている絶縁油に含まれるPCBや素材に含浸するPCBを無害化するため、変圧器・コンデンサー等を分解・洗浄することで回収したPCBを塩素とアルカリ剤等を反応させて、PCB分子中の塩素を水素等に置き換える脱塩素化分解法で安全に処理を進めている。
- 安定器・汚染物等は、その中に含まれるPCBを無害化するため、高温（1400℃以上）のプラズマによってPCBを二酸化炭素、塩化水素等に分解するプラズマ方式で安全に処理を進めている。安定器等は脱塩素化方式の場合充填剤が阻害すること、汚染物は様々な形態・性状の廃棄物に含まれるPCBを完全に分解する必要があることから、プラズマ方針を採用をしている。

液処理のしくみ - 脱塩素化分解法 -



プラズマ溶融分解炉

ドラム缶に入った安定器



- プラズマ分解のための炉は、JESCO北海道と北九州事業の2カ所に設置

PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法における規制

- PCB廃棄物は保管が長期化したことにより、紛失等も発生したことを鑑み、処理責任を保管事業者に置き、追加的な規制の実施と必要な体制の整備により、「確実」かつ「早期」に処理することを目的とする。
- 廃棄物処理法に基づく処理基準や施設許可制度等に加えて、PCBの課題に対応した規制（届出義務や譲渡し・譲受けの禁止など）を導入。

保管事業者の責務：「確実かつ適正な処理」（法第3条）

期間内の処理（第10条）	保管の届出及び保管場所変更の制限（第8条）	譲渡し・譲受けの制限（第17条） 等
• 政令において定める処分期間内(*)のPCB廃棄物の処理を義務づけ (*高濃度PCBは事業地域毎に設定) • 期間内にPCB廃棄物の処分をしなかった場合、<u>行政処分（改善命令）</u>の対象。 ※改善命令に違反した場合、<u>3年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金又は併科</u> • 高濃度PCB廃棄物は、改善命令を経ても処理されなかった場合等において、環境大臣又は都道府県知事による行政代執行の対象。	• 毎年6月末までに、前年度の保管及び処理の状況を届け出なければならない • 保管事業者は、届出にかかる保管の場所を変更してはならない ※ただし、高濃度PCB廃棄物の確実かつ適正な処理に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める場合を除く	• 何人も、PCB廃棄物を譲り渡し、又は譲受けてはならない ※ただし、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める場合を除く • 例えば、PCB廃棄物の保管場所の土地・建物の売買が行われた場合でも、PCB廃棄物の保管事業者が自動的に買い主に移行することはない 等

- 高濃度PCB使用製品（電気工作物を除く）の規制：
⇒処分期間内に廃棄されなかった高濃度PCB使用製品は、高濃度PCB廃棄物とみなす。

PCB廃棄物の早期処理に向けた都道府県等の役割

- PCB特措法及びPCB廃棄物処理基本計画において、都道府県・政令市に対して、
 - ・ PCB廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理に関する事項などを盛り込んだPCB廃棄物処理計画の策定・公表
 - ・ 保管事業者からのPCB廃棄物の保管及び処分の状況の届出情報のとりまとめ・公表
 - ・ 処分期間内の確実かつ適正な処理のため、保管事業者への行政指導・行政処分の実施等の役割を求めている。
- 保管事業者、所有事業者、処分業者（JESCO、無害化認定処理事業者等）、収集運搬業者、製造者、国及び地方公共団体がそれぞれの役割を果たし、相互に連携することで、処理を推進している。

PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

第五条：国及び地方公共団体の責務

- ・ 高濃度PCB廃棄物等の状況を把握、高濃度PCB廃棄物の確実・適正な処理に必要な措置を講ずる。
- ・ 国民、保管事業者等の理解を深めるよう努める。

第七条：ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

第九条：保管等の状況の公表

第十一条、十二条、十三条：指導及び助言、改善命令、代執行

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画 第1章第4節

- ・ 保管事業者及び所有事業者に対する指導の方針、PCB廃棄物のJESCOへの計画的な搬入の方針及び高濃度PCB使用製品の確実な廃棄の方針について、処理計画に定め、当該方針に基づき保管事業者及び収集運搬業者に対する指導等を行うことに努める。
- ・ 都道府県は、国と協調して、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の造成を行うことが必要である。

高濃度PCB廃棄物の処理の進捗状況

- JESCOに登録されているPCB廃棄物の量は、変圧器・コンデンサー等が39万5千台、安定器・汚染物等が2万2千トンであり、このうち変圧器・コンデンサー等の99%、安定器・汚染物等の98%の処理が完了した（令和6年12月末時点）。
- JESCO事業により高濃度PCB廃棄物の処理は大きく進展した。

令和6年12月末（速報値）時点の処理量と進捗率（変圧器・コンデンサー類）

	変圧器	コンデンサー類
北九州事業エリア	【処理完了】約2,800台	【処理完了】約59,000台
大阪事業エリア	【処理完了】約2,800台	【処理完了】約85,000台
豊田事業エリア	【処理完了】約2,500台	【処理完了】約79,000台
東京事業エリア	約3,800台 (99%)	約86,000台 (99%)
北海道事業エリア	約4,100台 (99%)	約70,000台 (99%)
全国※1	約16,000台 (99%)	約379,000台 (99%)

※1 端数の関係で合計が合わない。数百台の登録済み未処理のコンデンサー等がある。

令和6年12月末（速報値）時点の処理量と進捗率（安定器・汚染物等）

	安定器・汚染物等
北九州事業エリア	【処理完了】約10,000トン
北海道事業エリア	約11,000トン (98%)
全国※2	約21,000トン (99%)

※2 端数の関係で合計が合わない。

- 低濃度PCB廃棄物は**令和9年3月末までに無害化認定事業者等と処分委託契約を締結することが義務づけられている。**

PCB特別措置法における定義

(その他のポリ塩化ビフェニル廃棄物の規制等)

PCB特措法第十四条

保管事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物（高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。以下この条及び次条において同じ。）の処理の体制の整備の状況その他の事情を勘案して**政令で定める期間内に、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。**

(その他のポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分の期間)

PCB特措法施行令第七条

法第十四条の政令で定める期間は、法の施行の日から**令和九年三月三十一日まで**とする。

- 低濃度PCB廃棄物については、廃棄物処理法第十五条の四の四第一項で定められる**無害化処理認定施設**（低濃度PCB廃棄物を高度技術により無害化処理を行うことについて、環境大臣の認定を受けた施設）において、**低濃度PCBの無害化処理を行う**ことができる。

廃棄物処理法における無害化処理認定制度

第十五条の四の四（産業廃棄物の無害化処理に係る特例）

石綿が含まれている産業廃棄物その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する産業廃棄物として環境省令で定めるものの**高度な技術を用いた無害化処理を行い、又は行おうとする者**は、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、環境大臣の認定を受けることができる。

- 一 当該無害化処理の内容が、当該産業廃棄物の迅速かつ安全な処理の確保に資するものとして環境省令で定める基準に適合すること。
- 二 当該無害化処理を行い、又は行おうとする者が環境省令で定める基準に適合すること。

※対象や基準は告示で規定

（参考）

JESCOは、廃棄物処理法に基づく立地自治体の設置許可を得て、処理施設を設置（15条施設）

低濃度PCB廃棄物の無害化処理等体制の整備状況

無害化処理事業者の認定／許可の状況

【令和7年1月31日現在の状況】

(1) 無害化処理認定（大臣認定）

事業者数 30事業者

◎焼却方式（還元熱化学分解方式含む）

23事業者

（内、筐体処理：14事業者）

◎洗浄方式 7事業者

（内、分解・洗浄方式：2事業者）

移動式 5事業者

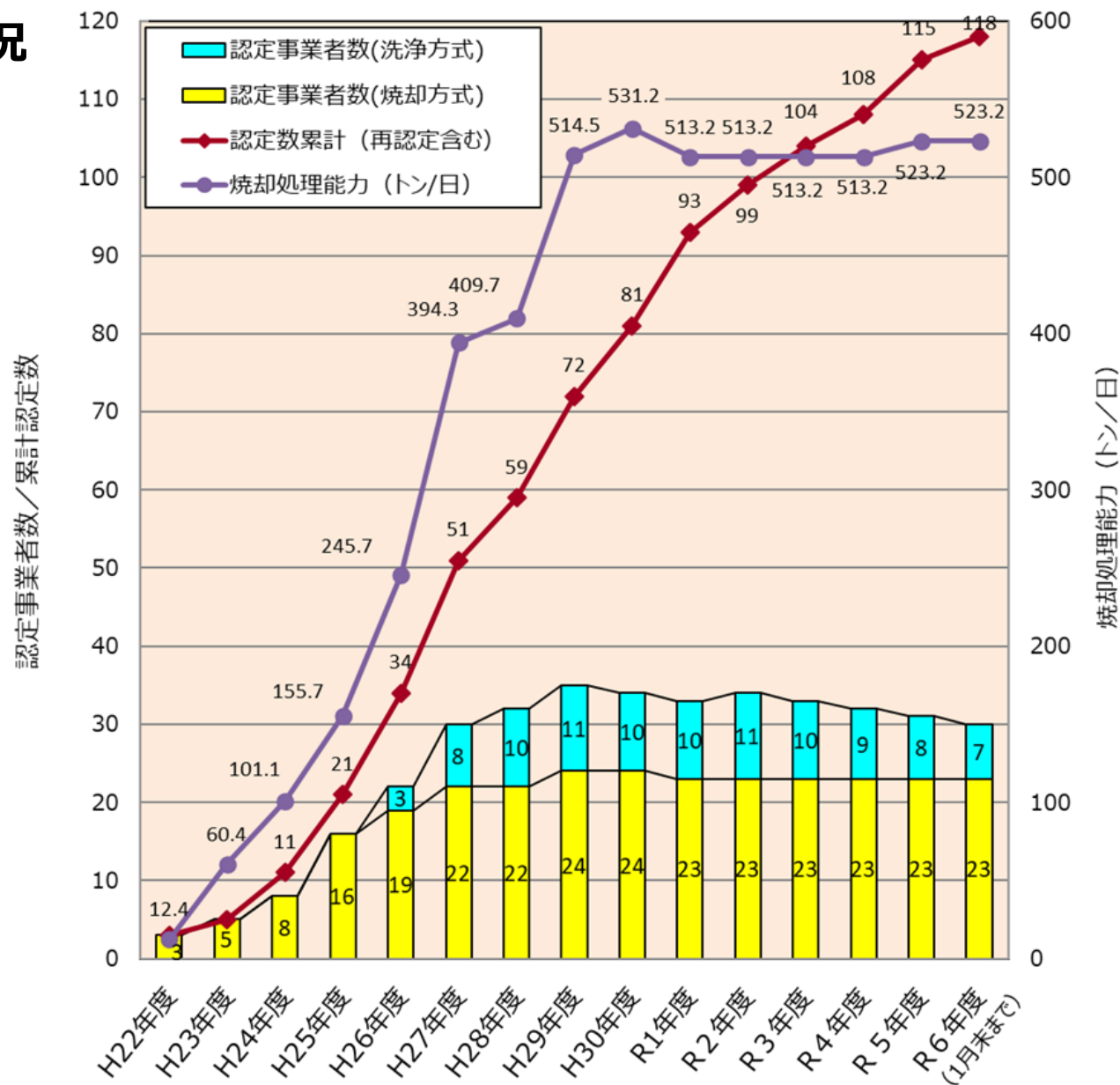
固定式 2事業者

(2) 都道府県市の長の許可

事業者数 2事業者

◎焼却方式 2事業者

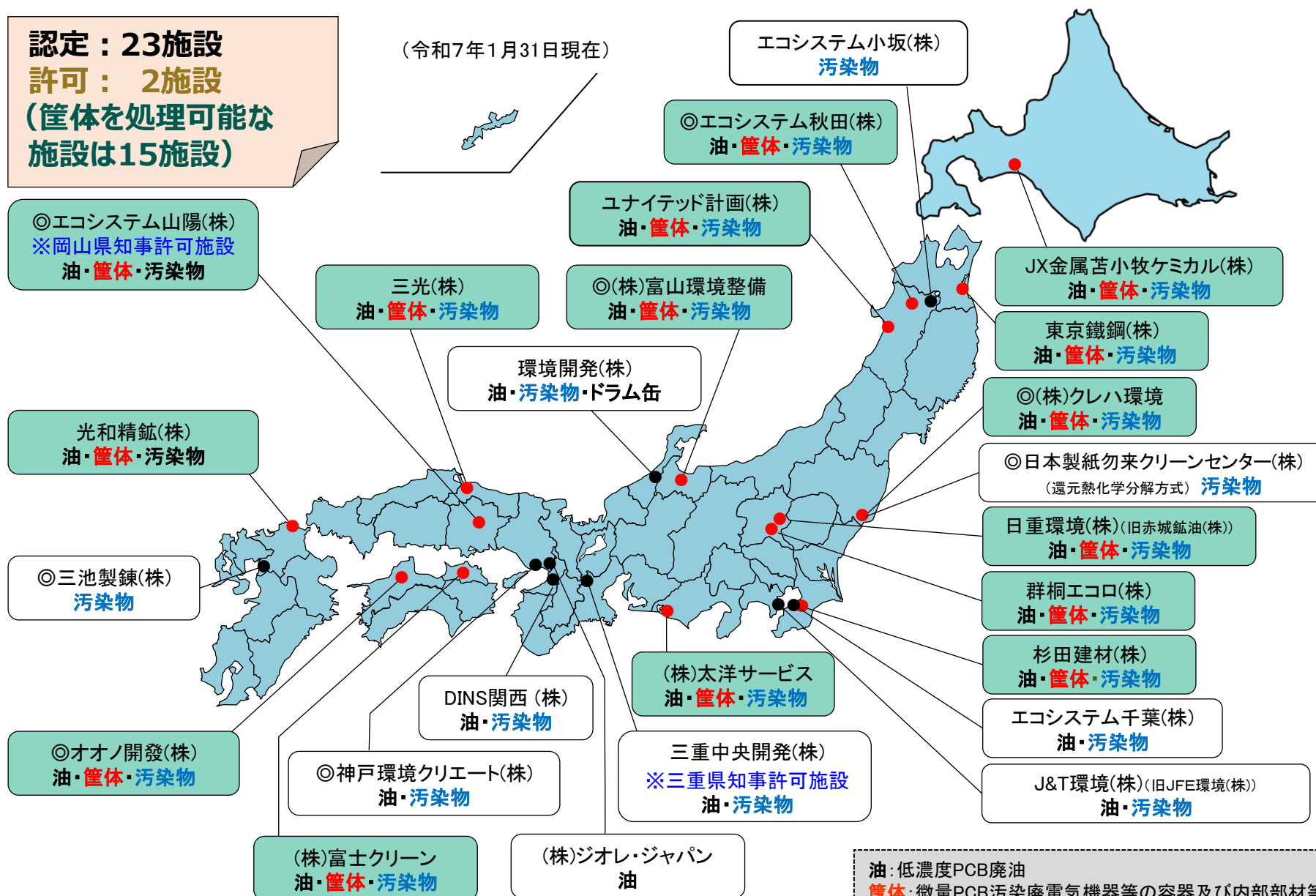
（内、筐体処理：1事業者）



低濃度PCB廃棄物の無害化処理施設《焼却方式等》

認定：23施設
許可：2施設
(筐体処理可能な施設は15施設)

(令和7年1月31日現在)



油：低濃度PCB廃油
筐体：微量PCB汚染廃電気機器等の容器及び内部部材等
汚染物：低濃度PCB汚染物及び処理物
◎：5,000mg/kg～10万mg/kgfの低濃度PCB汚染物を処理可能な施設

：筐体の処理が可能な事業者

処分期限後に覚知されたPCB廃棄物の適正処理の確保の仕組みの検討

- 処分期限後に覚知された高濃度PCB廃棄物の適正処理に向けて、制度的にどのような措置を講じるべきか。加えて、低濃度PCB使用製品に関する処分期限以降の管理強化のため制度的にどのような措置を講じるべきか。

【高濃度PCB廃棄物】

- JESCOによる高濃度PCB廃棄物処理事業では、日本全国を5つの事業エリアに区分し、PCB特措法にエリア毎に設定した処分期間中の処理完了を目指して処理を推進。
- 令和8年3月末のJESCO事業の処理期限以降においては、JESCO事業期間中の高濃度PCB廃棄物が大量に保管されていた時期と異なり、安定器や機器に内蔵された小型コンデンサー等が少量ずつ散発的に覚知される段階に変わってくることを踏まえた新たな処理体制の確保が課題。

主要な検討事項

- JESCO事業処理期限以降に覚知した高濃度PCB廃棄物の処理体制を確保するため、以下の事項について有識者会議において検討している。
 - ・ JESCO施設や無害化認定処理施設での処理実績を通じた知見を踏まえて、少量の廃棄物に含まれる高濃度PCBを確実に無害化できる技術や、わずかな高濃度PCB廃棄物を長期的に処理できる体制
 - ・ JESCO事業終了後に覚知した高濃度PCB廃棄物の覚知後速やかな処理を促す仕組み
 - ・ 従来からの自治体による計画策定、数量管理、行政指導等の考え方の点検 など

処分期限後に廃棄される低濃度PCB含有製品等の管理強化の検討

【低濃度PCB廃棄物】

- 低濃度PCB廃棄物はPCB特措法に基づき令和9年3月末までに処分が義務づけられている。
- しかし、封じ切り機器を含めた一部の使用製品については、低濃度PCB廃棄物の処理期限である令和8年度末以降に、使用機器の寿命等により不要となった低濃度PCB使用製品が新たな廃棄物として発生することが見込まれ、その適正処理の確保が課題。

主要な検討事項

- 処理期限以降に発生する低濃度PCB廃棄物の無害化認定施設における確実な処理を進めるため、以下の仕組みについて有識者会議において検討している。
 - ・ 処理期限以降に低濃度PCB廃棄物として発生しうる使用中の低濃度PCB含有製品及び同疑い製品について、ストックホルム条約に定める環境上適正な管理及び処分を確実に実施するため、同製品の所有者に対する同製品の管理の強化、さらに廃止後廃棄までのトレーサビリティ確保のための仕組み
 - ・ 低濃度PCB含有塗料を使用した建築物・設備を有する者に対する同建築物・設備の塗膜の管理計画、処理計画の策定及び計画的な処理を促す仕組み
 - ・ 廃棄後速やかな処理を促す仕組み など

PCB特措法と廃棄物処理法等との関係性

- 高濃度PCB廃棄物は、廃棄物処理法に基づく民間の対応で処理できず、長期間保管することとなったことから、PCB特措法を制定し、PCB廃棄物の保管、処分等の規制等、国主導で処理体制の整備（JESCO事業）により、確実かつ適正な処理を推進し、PCB特措法に基づき届け出られている高濃度PCB廃棄物のほとんどを処理した。
- 低濃度PCB廃棄物は、PCBの製造・使用が禁止された後に、絶縁油（再生油）の製造工程、輸送工程などで非意図的にPCBが混入した絶縁油等を使用している製品が対象であり、PCB濃度分析を行わないと判別が難しいことから、処分期間後も廃棄物として覚知される可能性が高い。
- POPs 条約で求められているPCBの令和10年までの適正な管理を実現するため、各法の役割を見直しつつ、処分期限後に覚知されるPCB廃棄物を適正に処理するための仕組みへと見直す。

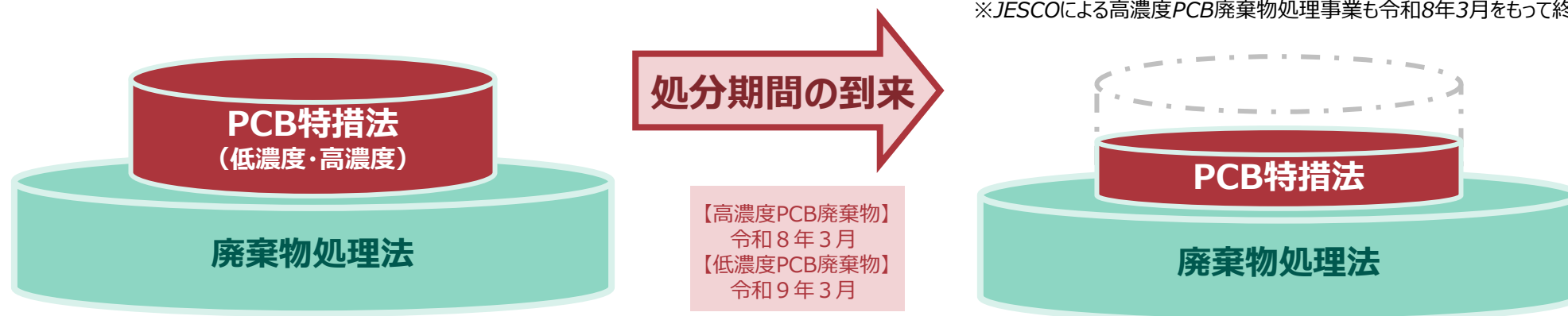
●これまで

廃棄物処理法の規制に加え、特措法により保管、処分や行政代執行などを規定。**処理体制の整備**と処理そのものを**処分期間内に確実に実行するための特別な規制**を実施。

●今後

PCB廃棄物の処理が大きく進展したことで、**取り巻く状況が立法時と比べて大きく変化**。しかし、今後もPCB廃棄物が覚知される恐れがあるため、適正処理のための制度は必要。

※JESCOによる高濃度PCB廃棄物処理事業も令和8年3月をもって終了。



●廃棄物処理法

PCB廃棄物を処理する際の業の許可、施設設置許可、処理基準、無害化認定制度等について規定することで、PCB廃棄物の処理の際の生活環境の保全を図る。

●中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（JESCO法）

JESCOがPCB廃棄物の処理に係る事業等を行うことを規定。

【参考】PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会

- PCB廃棄物の処理の現状を把握した上で、PCB廃棄物の適正処理に係る推進策等の検討を目的として「PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」(座長:早稲田大学永田勝也名誉教授)を設置。
- 改正PCB特措法施行後5年点検結果「PCB廃棄物の適正処理に向けた更なる処理推進に係る課題への対応方針(R3.11)」を踏まえ、昨年度から制度の点検を実施（第33回:R6.3.29、第34回:R6.7.22、第35回:R6.10.29、第36回:R7.1.14、第37回:R7.3予定）。

主な検討事項

- ①PCB廃棄物の今後の課題とその対応策
 - ・JESCO事業後に高濃度PCB廃棄物等が発見された場合等の対応
 - ・処理期限以降の低濃度PCBに係るPCB特措法の対応
- ②低濃度PCBに係る課題等の対応状況
 - ・低濃度PCB検討会の開催報告
 - ・PCB特措法の届出情報等の整理と分析
- ③産業界における低濃度PCBの調査・処理等の経緯と今後の対応等

氏名	所属・役職
浅野 直人	福岡大学 名誉教授
伊規須 英輝	産業医科大学 名誉教授
織 朱實	上智大学大学院 地球環境学研究科 教授
川本 克也	岡山大学 名誉教授
鬼沢 良子	NPO法人持続可能な社会をつくる元気ネット 理事長
小林 公知	電気事業連合会 微量PCB問題検討委員会 委員長
木村 武	日本鉄鋼連盟 環境保全委員会 化学物質分科会 主査
玉谷 晃	一般社団法人日本電機工業会 PCB処理検討委員会 委員長
酒井 伸一	公益財団法人京都高度技術研究所 副所長（京都大学 名誉教授）
高岡 昌輝	京都大学大学院工学研究科 教授
高原 伸兒	兵庫県 農政環境部 環境管理局 環境整備課長
田中 勝	岡山大学 名誉教授
永田 勝也	早稲田大学 名誉教授（座長）
三浦 安史	石油連盟 安全管理部長

令和 6 年能登半島地震等における 災害廃棄物対応について

- 平成27年廃棄物処理法改正等により、平時の備えから大規模災害発生時の対応まで、切れ目なく災害廃棄物対策を実施・強化するための法整備が行われた。
- その後、自治体における災害廃棄物処理計画の策定等の平時の備えを進めるとともに、令和6年能登半島地震をはじめ、毎年発生する災害廃棄物へ取組・対応を実施してきた。
- 今般、上記事項について点検等を実施し、今後の災害廃棄物対策の方向性等について検討を行う。

廃掃法及び災対法の一部改正(平成27年改正)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正

平時の備えを強化するための関連規定の整備

(廃掃法第2条の3、第4条の2、第5条の2、第5条の5関係)

平時の備えを強化すべく、
 ▶災害により生じた廃棄物の処理に係る基本理念の明確化
 ▶国、地方自治体及び事業者等関係者間の連携・協力の責務の明確化
 ▶国が定める基本方針及び都道府県が定める基本計画の規定事項の拡充等を実施。

災害時における廃棄物処理施設の新設又は活用に係る特例措置の整備

(廃掃法第9条の3の2、第9条の3の3、第15条の2の5関係)

災害時において、仮設処理施設の迅速な設置及び既存の処理施設の柔軟な活用を図るため、
 ▶市町村又は市町村から災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者が設置する一般廃棄物処理施設の設置の手続きを簡素化
 ▶産業廃棄物処理施設において同様の性状の一般廃棄物を処理するときの届出は事後でよいこととする。

災害対策基本法の一部改正

大規模な災害から生じる廃棄物の処理に関する指針の策定

(災対法第86条の5第2項関係)

大規模な災害への対策を強化するため、環境大臣が、政令指定された災害により生じた廃棄物の処理に関する基本的な方向等についての指針を定めることとする。

大規模な災害に備えた環境大臣による処理の代行措置の整備

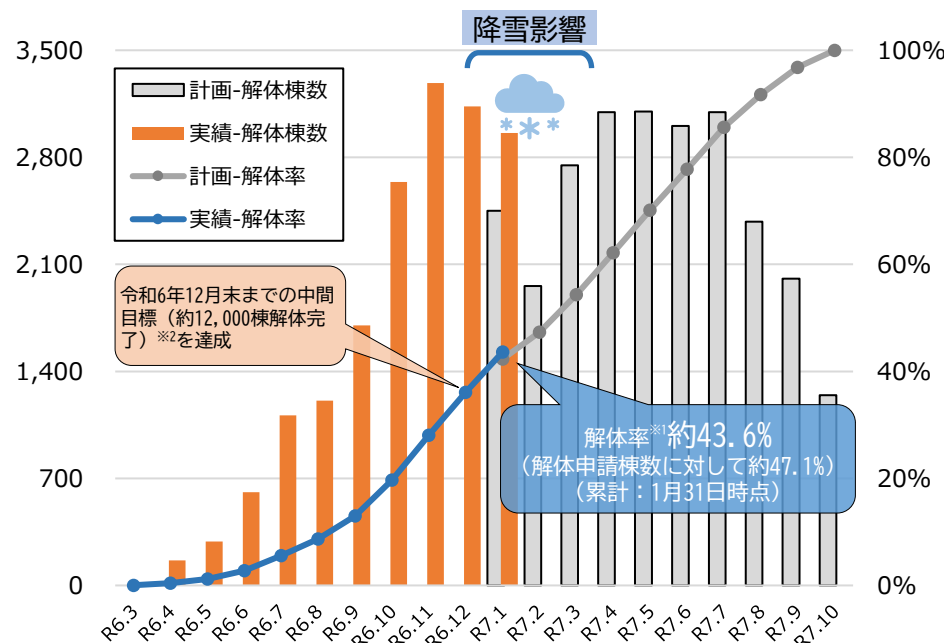
(災対法第86条の5第9項から第13項まで関係)

特定の[※]大規模災害の発生後、一定の地域及び期間において処理基準等を緩和できる既存の特例措置に加え、緩和された基準によってもなお、円滑・迅速な処理を行いたい市町村に代わって、環境大臣がその要請に基づき処理を行うことができることとする。

※ 著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該災害による生活環境の悪化を防止することが特に必要と認められるもの（東日本大震災やそれを超える規模の著しく激甚な非常災害の場合等）

令和6年能登半島地震等への対応

本日の御説明

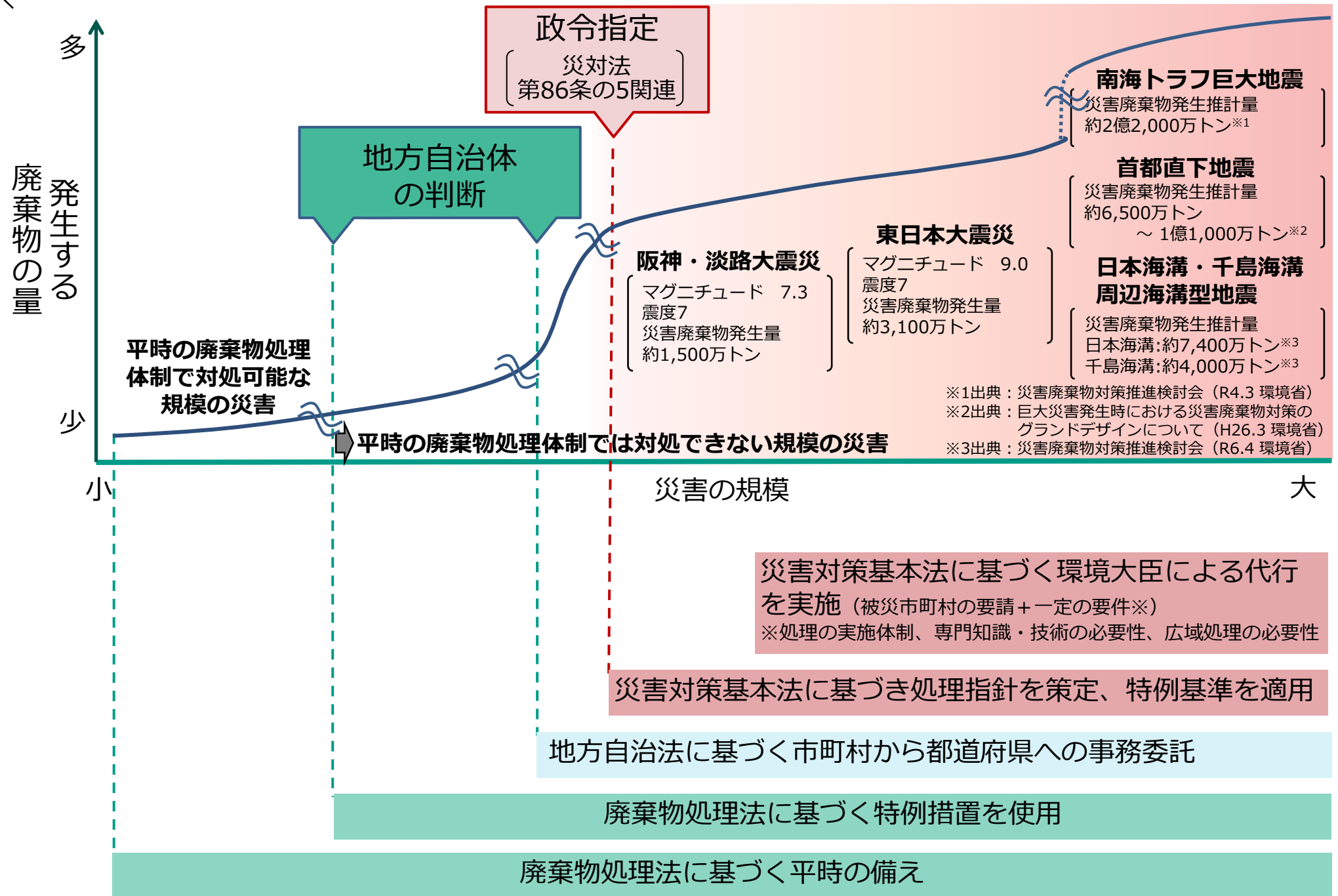


輪島朝市エリアにおける面的な解体撤去 (11月25日)

※1 解体見込棟数 (39,235棟) に対する解体棟数の割合
 ※2 中間目標は令和6年8月公表の公費解体加速化プランにて設定

原則として令和7年10月までの解体完了、令和7年度末までの災害廃棄物処理完了を目指し、解体・撤去を更に推進。

災害廃棄物対策における災害の規模と適用する措置の考え方



災害廃棄物処理の流れと廃棄物処理法の適用関係

(非常災害に係る平時の備え強化のための関連規定)

- 災害により生じた廃棄物の処理の原則 (法第2条の3)
- 関係者間の連携及び協力の確保 (法第4条の2)
- 基本方針における非常災害時の施策の規定 (法第5条の2)
- 都道府県廃棄物処理計画における非常災害時の施策の規定 (法第5条の5)

(非常災害に係る処理施設の特例)

- 市町村による一般廃棄物処理施設の届出の特例 (法第9条の3の2)
- 一般廃棄物処理施設の設置の特例 (法第9条の3の3)
- 産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例 (法第15条の2の5第2項)



(非常災害時における委託基準の特例)

- 非常災害時の一般廃棄物処理の再委託の特例 (政令第4条)

(財政支援)

- 災害等廃棄物処理に係る国庫補助 (法第22条)

令和6年能登半島地震への対応：災害廃棄物対策の基本方針

- 発災直後、1月2日より石川県庁、1月5日以降に奥能登6市町に環境省職員を派遣し、被災市町における災害廃棄物処理を支援
- 災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、災害廃棄物中部ブロック広域連携計画等に基づく短期職員派遣等を活用しながら、県と連携し、災害廃棄物処理のステージ（下記の1.～3.）に応じた被災市町への支援を実施

1. 生活ごみ処理（し尿・日常生活ごみ）

- 職員派遣、現地支援チーム設置、現地状況把握（人材バンクを活用した自治体職員の派遣）
- 避難所の仮設トイレ等からのし尿の回収・搬出
- 生活ごみ、片付けごみ等を処理する処理施設の被災復旧・代替施設の確保



能登町での浄化槽の状況確認

2. 災害廃棄物の生活圏からの撤去

- 災害廃棄物の仮置場の確保・設置
- 被災家屋の片付けごみ・家屋解体ごみ等の撤去・仮置場への搬出
- 全国の市町村や民間事業者等（災害廃棄物処理支援ネットワーク等）の応援による収集運搬支援



輪島市での仮置場の状況確認

3. 災害廃棄物の処理

- 仮置場からの搬出、処理施設での処理
- 周辺自治体や民間事業者等の受け入れによる広域処理

令和6年能登半島地震等への主な対応経緯（災害廃棄物関係）



R6.12.13中央環境審議会循環型社会部会（第58回）参考資料8 を時点更新

※石川県を中心に記載

1月 1日	令和6年能登半島地震発生
1月 2日～	環境省職員の現地派遣
1月 5日～	災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）による自治体支援員派遣 災害廃棄物処理支援ネットワーク（D-Waste.Net）等による収集運搬・技術支援
1月13日～	各地自治体から被災自治体への職員短期派遣・災害廃棄物事務支援
1月26日	予備費（災害廃棄物処理関係）の使用決定 計6回・約1,015億円の予備費使用決定・補正予算計上（1月、3月、4月、6月、10月、12月）
1月29日	公費解体・撤去マニュアル（第1版）策定 以降、現場での課題や要望を踏まえ、4度にわたり改訂（2月、3月、4月、6月）
2月～	被災市町における公費解体の申請受付（各市町で順次）
2月 6日	「石川県災害廃棄物処理基本方針」策定
2月29日	「石川県災害廃棄物処理実行計画」策定
5月28日	法務省・環境省連名の事務連絡発出
7月10日	石川県外への広域処理（海上輸送）開始
7月22日	石川県・環境省「公費解体の加速化に向けた対応方針」公表
8月26日	石川県・環境省「公費解体加速化プラン」公表
9月～	北陸ブロック外への広域処理開始（道路輸送：9/4～、鉄道輸送：9/27～）
9月21日	9月20日から的大雨による水害（奥能登豪雨）の発生
10月 5日	水害に関する特例的支援方針の公表
令和7年1月31日	石川県・環境省「公費解体加速化プラン」改定

石川県の被災したごみ焼却施設・し尿処理施設等の状況（令和7年1月20日時点）

被災施設数：

石川県 11 施設

うち復旧施設：9 施設

うち代替措置：2 施設

石川県のごみ焼却施設等の状況

- 地震により、4施設が被災し、3/19時点で全ての施設が復旧。
- 設備停止時は、各施設の受入ピットや敷地内での仮置き及び県内外施設における広域処理を実施。
- 大雨による被害はなし。

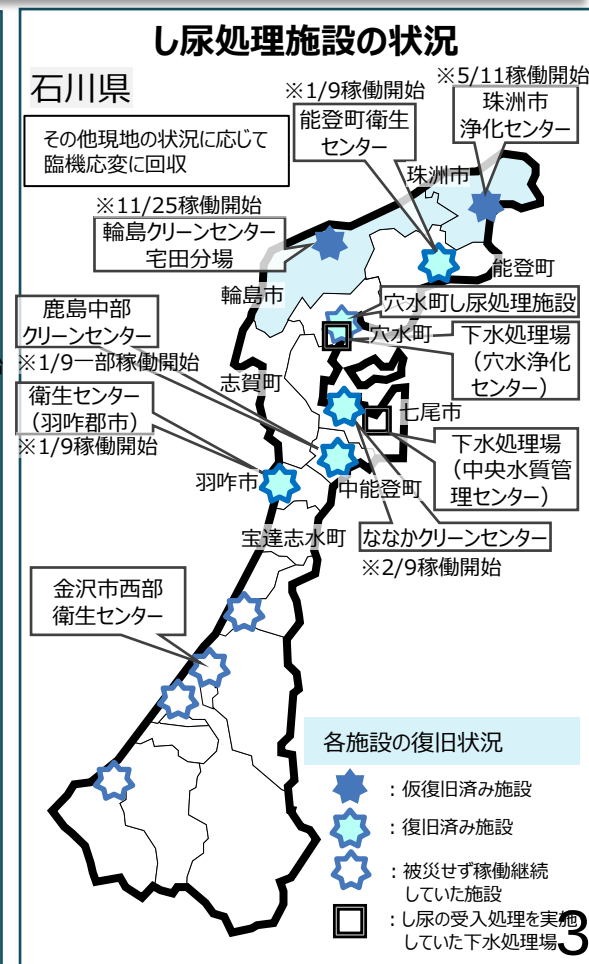
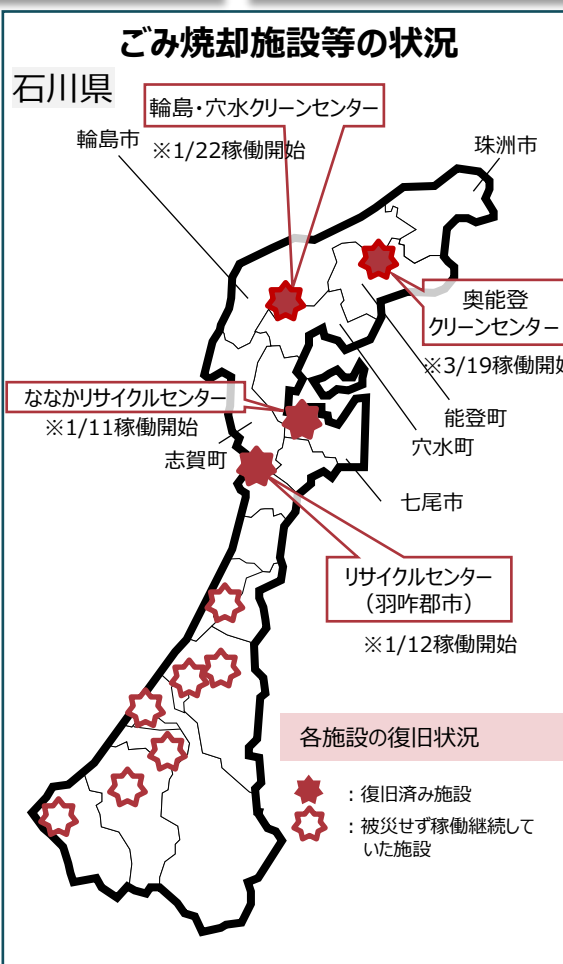
石川県のし尿処理施設の状況

- 地震により、7施設が被災し、7/1時点で全ての施設が復旧（仮復旧含む）。
- 設備停止時は、各施設の受入タンクでの一時貯留、下水処理場での処理、県内外施設における広域処理を実施。
- 大雨により、輪島クリーンセンター宅田分場が重ねて被災するも、当該被災箇所は12月末までに本復旧完了。
- 仮復旧（仮設配管設置等）の2施設（珠洲市、輪島市）については、本復旧に向けた計画検討中。

石川県

施設名称	復旧月日	対応状況	処理能力
奥能登クリーンセンター	3/19	—	30t/日
輪島・穴水クリーンセンター	1/22	—	35t/日
ななかリサイクルセンター	1/11	—	70t/日
リサイクルセンター（羽咋郡市）	1/12	—	66t/日

施設名称	復旧月日	対応状況	処理能力
珠洲市浄化センター	5/11 仮復旧	本復旧に向けた計画検討中	29kL/日
能登町衛生センター	1/9	—	25kL/日
輪島クリーンセンター宅田分場	11/25 仮復旧	本復旧に向けた計画検討中	40kL/日
穴水町し尿処理施設	3/11	—	7kL/日
ななかクリーンセンター	2/9	—	79kL/日
鹿島中部クリーンセンター	1/9	— （※1系統運転で対応）	6.2kL/日
衛生センター（羽咋郡市）	1/9	—	80kL/日



片付けごみの仮置場設置の取組について

取組の概要

- 発災直後から、仮置場の設置や運営にあたり、**環境省職員や技術専門家等が現地を確認**し、必要に応じて助言等を実施。
- 自力での片付け、搬出、仮置場への持ち込み等が困難な住民（高齢者世帯等）には、**ボランティア等と連携**した、被災家屋からの片付けごみ等の撤去・搬出を実施。

段階	課題	対応
初動段階	■ 仮置場設置にあたり、搬入路のアクセスや候補地の地面の状況が悪いことや、運営管理に係る要員不足などが課題。	■ 常駐支援している6市町を中心に、派遣した職員及び他市町からの支援員が被災自治体と仮置場候補地を巡回し、アクセス可能な車両等での仮置場対応、候補地における敷鉄板の設置、災害廃棄物の配置、災害廃棄物の分別方法等の留意点を確認。要員が不足する場合には、運営管理を民間事業者へ委託することなどにより、被災自治体と仮置場の早期設置に向けた準備を遂行。
発災初期 (1月上旬以降)	■ 設置済の仮置場において、搬入物の分別や適切な保管が行われないと、処理の長期化や火災発生などが起こり得る。 ■ 各市町が設置した仮置場以外の敷地に、住民等が片付けごみを一時的に集積させることにより、交通の妨げ等の事態が起こりうる。 ■ 自力での片付け、搬出、仮置場への持ち込み等が困難な住民（高齢者世帯等）への支援が課題。 ■ 住民が片付けごみを仮置場に搬入する際に、周辺に渋滞が発生し得る。	■ 環境省職員や技術専門家が搬入物の分別や保管の状況を確認し、必要に応じて助言等を実施。 ■ 仮置場の設置について事前又は早期に周知を行う。市中を巡回する際には、こうした一時集積所が発生していないか確認するとともに、発生を確認した場合は速やかに一次仮置場へ集約し、解消。 ■ （ボランティアの受け入れ開始後、）ボランティアと連携した被災家屋からの片付けごみ等の撤去・搬出を実施。 ■ 仮置場の立地・規模等に応じた車両動線の整理と誘導員の配置を実施。
仮置場開設後 (2月上旬以降)	■ 搬入する災害廃棄物の量の増加等に応じ、仮置場からの搬出や必要な仮置場の確保が必要。 ■ 仮置場増設にあたり、搬入路のアクセスや候補地の地面の状況が悪いことや、運営管理に係る要員不足などが課題。	■ 災害廃棄物の搬入・搬出状況の随時把握に努め、ボランティアの受入れ状況なども踏まえつつ、状況に応じて仮置場の追加設置等の対応を実施。 ■ 派遣した職員や他市町からの支援員が仮置場候補地を巡回し、仮置場増設にあたって留意点を確認。要員が不足する場合には、運営管理を民間事業者へ委託。

片付けごみの仮置場設置状況（令和7年1月20日時点）

- 発災直後、1月3日以降、2月5日迄に設置予定の全ての市町村で仮置場が設置され、片付けごみ等の受入を開始。
- 現在も、石川県3市町においては、片付けごみの受入を実施。
- 設置された一部の仮置場は、公費解体ごみ専用仮置場として現在も開設中。（解体ごみ仮置場については後述）

石川県 設置数：計21か所（開設中3か所）

自治体名	仮置場設置状況	設置数
金沢市	設置済：1/4～1/14受付終了	1
七尾市	設置済：1/12～8/5受付終了	3
小松市	設置済：1/4～9/30受付終了	1
輪島市	設置済：2/1～	3
珠洲市	設置済：2/1～	3
羽咋市	設置済：1/12～3/17受付終了	1
内灘町	設置済：1/22～12/1受付終了	1
志賀町	設置済：1/17～	2
宝達志水町	設置済：1/14～4/14受付終了	1
中能登町	設置済：1/20～3/31受付終了	1
穴水町	設置済：1/18～11/30受付終了	1
能登町	設置済：2/5～12/3受付終了	3

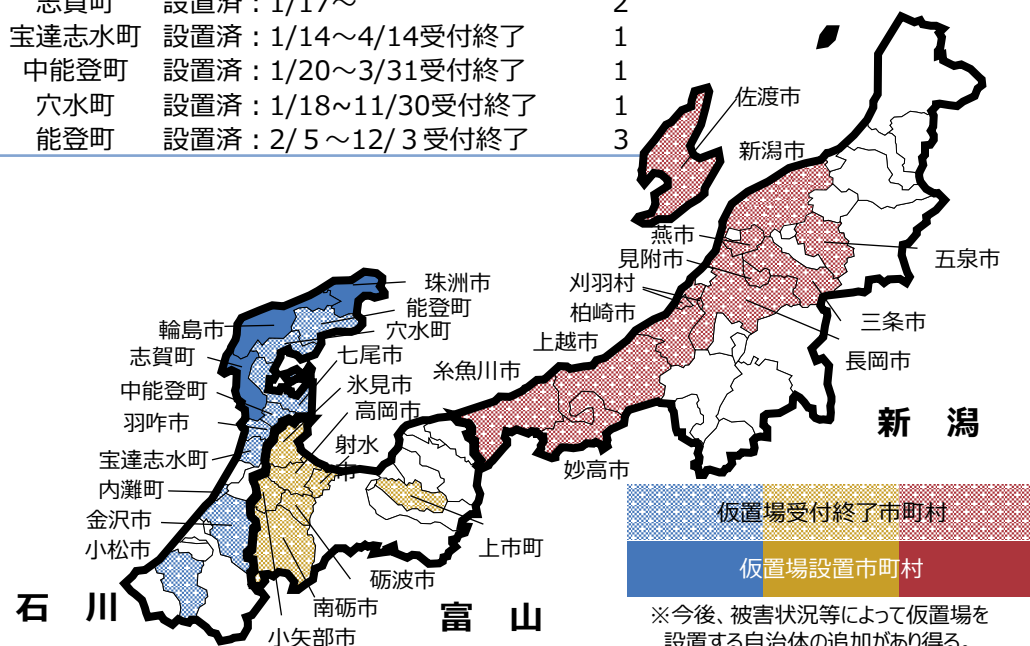
富山県 設置数：計7か所

自治体名	仮置場設置状況	設置数
高岡市	設置済：1/3～2/29受付終了	1
氷見市	設置済：1/4～3/20受付終了	1
砺波市	設置済：1/9～1/31受付終了	1
小矢部市	設置済：1/13～2/29受付終了	1
南砺市	設置済：1/6～1/31受付終了	1
射水市	設置済：1/4～3/29受付終了	1
上市町	設置済：1/4～1/21受付終了	1

新潟県 設置数：計28か所

自治体名	仮置場等設置状況*	設置数
新潟市	設置済：1/3～12/31受付終了	7
長岡市	設置済：1/9～1/31受付終了	2
三条市	設置済：1/5～1/31受付終了	1
柏崎市	設置済：1/11～3/30受付終了	1
見附市	設置済：1/10～1/31受付終了	1
燕市	設置済：1/5～4/26受付終了	2
糸魚川市	設置済：1/8～1/21受付終了	3
妙高市	設置済：1/5～1/19受付終了	2
五泉市	設置済：1/5～6/28受付終了	1
上越市	設置済：1/5～5/2受付終了	4
佐渡市	設置済：1/9～4/26受付終了	3
刈羽村	設置済：1/11～3/30受付終了	1

*※市町村焼却施設又は処分業者へ直接持ち込みを含む



公費解体の主な取組状況と進捗状況



- 昨年12月末時点で14,152棟の解体を完了し、昨年8月の公費解体加速化プランで定めた12月末の中間目標（約12,000棟）を上回った。1月31日時点で解体申請棟数（36,304棟）に対して、17,112棟の解体が完了。
- 昨年12月末時点で申請棟数（34,839棟）が、解体見込棟数（32,410棟）を上回ったことや、豪雨による公費解体棟数の増加を考慮し、石川県において市町と協議の上、今年1月31日に公費解体加速化プランを改定。解体見込棟数を32,410棟から39,235棟に、災害廃棄物発生推計量を約332万トンから約410万トンに見直し。
- 今後とも石川県と緊密に連携し、今年10月までの解体完了、来年度末までの災害廃棄物処理完了に向けて、引き続き、被災自治体における適正かつ円滑な公費解体・災害廃棄物処理への支援を行っていく。

公費解体の主な取組状況

□ 公費解体の申請手続等の円滑化

- ・ 申請書類の合理化についてマニュアル等の策定・改訂を行い周知
- ・ 建物性が失われた家屋等は関係者全員の同意取得を不要とし、登記官による職権滅失登記や土地家屋調査士の協力等により、申請手続を簡素化

□ 工事前調整の円滑化・効率化による解体工事発注の加速化

- ・ 工事前調整の効率化や補償コンサルタントの体制確保・強化

□ 解体見込棟数の見直し、中間目標の設定、解体工事体制の拡充等

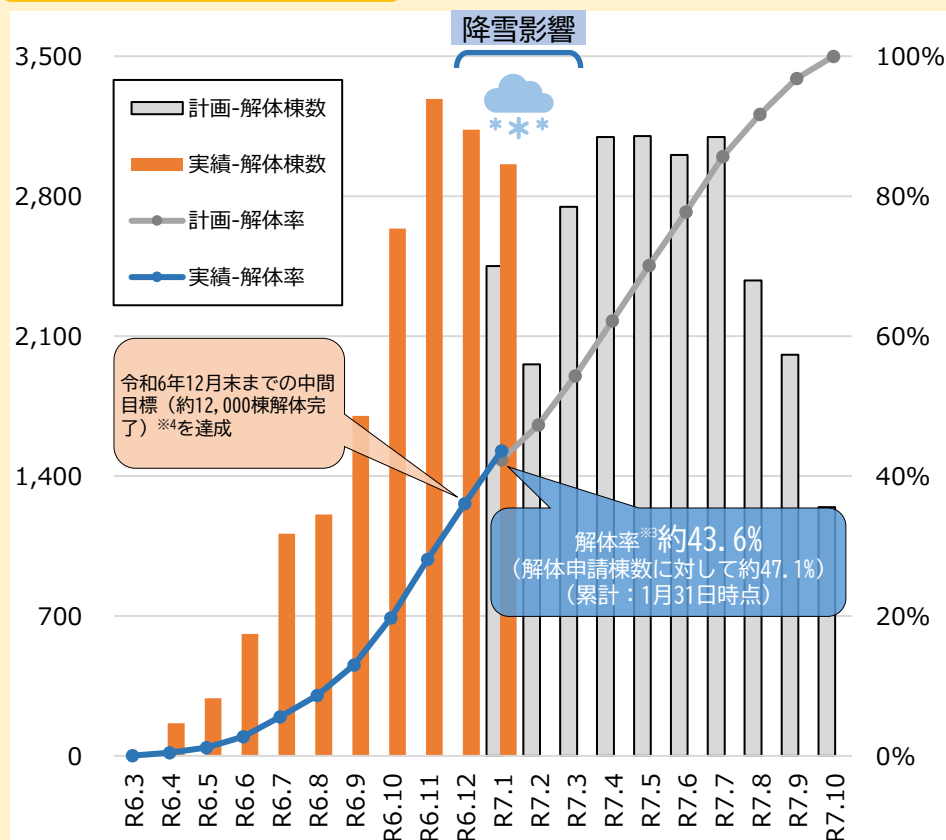
- ・ 1月31日に「公費解体加速化プラン」を改定。
解体見込棟数の見直し（32,410棟⇒39,235棟）、解体ピーク時の解体工事体制の拡充・強化（ピーク時1,200班体制）等を実施

	R6 4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	R7 1月末
申請棟数	10,279	16,971	21,767	25,212	28,200	30,040	31,865	33,411	34,839	36,304
解体実施棟数※1	316	1,277	3,116	6,389	10,149	14,512	19,131	23,161	27,547	29,504
（うち完了※2）	178	466	1,076	2,188	3,396	5,096	7,734	11,020	14,152	17,112

※1 解体実施棟数（累計）には発注数を含む

※2 自費解体及び緊急・公費解体の合計棟数

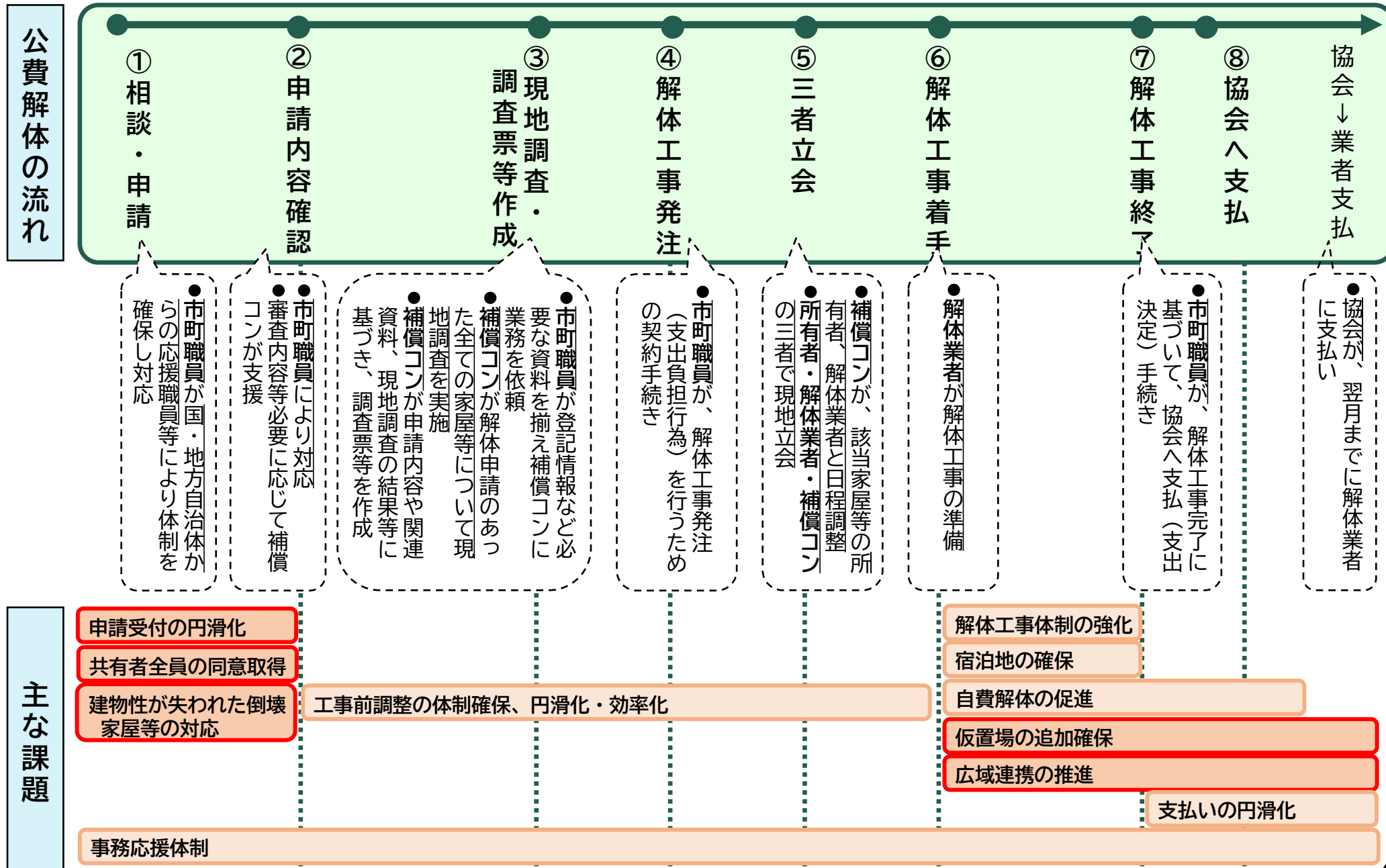
公費解体の進捗状況



※3 解体見込棟数（39,235棟）に対する解体棟数の割合

※4 中間目標は令和6年8月公表の公費解体加速化プランにて設定

公費解体の主な課題（全体像）



公費解体の申請受付の円滑化への対応

公費解体の円滑な運用

- 公費解体を含む災害廃棄物処理補助事業を円滑に運用・活用できるよう、**公費解体・撤去マニュアル等の策定・改訂**を行い、**申請書類の合理化**や**補助対象の考え方**等について被災市町に周知。
- 申請に際して必要となる**相続等への対応**について、**司法書士会等と連携した相談窓口の設置・活用**等について被災市町に周知。

所有者の確認方法

- 損壊家屋等の所有者の確認方法として
 - ①登記されている損壊家屋等の所有者の情報（氏名、住所等）については**不動産登記簿で確認**
 - ②損壊家屋等が未登記の場合には、市町村役場において固定資産評価証明書を取得し、**市町村の備えている固定資産課税台帳**に登録されている所有者又は納税義務者情報を確認することで可能である旨、マニュアルに記載し周知。

申請書類の合理化

- 実印及び印鑑登録証明書に代わる本人確認の方法として、運転免許証やマイナンバーカード等の公的機関が発行した顔写真付証明書を活用することや、登記事項証明書について市町が法務局から登記情報の提供を受けて確認する場合は申請者からの提出を不要とすることが考えられるなど、**申請書類の合理化の考え方**をマニュアルに記載し周知。

相続・同意取得等への対応

- 被災者が申請に必要な**相続、同意手続き**について、**石川県司法書士会等が設置する無料相談窓口で相談可能**な旨を事務連絡により周知。

事務処理委託による負担軽減

- 法定相続人等の特定**やその**同意の意向等の確認に関する事務**などを含む解体申請の受付審査等について、市町村担当者のみでは対応が困難であり、補償コンサルタントや行政書士等に委託して実施する場合には補助対象となる旨、マニュアルに記載し周知

補助対象となる建物の一部解体

- 建物の一部解体**の場合であっても、**登記上別棟又は構造上別棟**であると判断できる場合などは**補助対象となり得る**ことについて、マニュアルに記載し周知。

残置物の扱いの明確化

- 災害により損傷するなどし、不要なものとして**処分せざるを得ない家財・家電等を災害廃棄物とみなし**、家屋の解体と併せて撤去する場合は**補助対象**となる旨をマニュアルに記載し周知。

応急修理制度との関係

- 「応急修理制度」を活用した場合は、原則公費解体の対象外だが、その後、液状化の進行などで改めて半壊以上の被害認定を受け解体・撤去が必要となった場合、公費解体の支援対象となり得る旨、マニュアルに記載し周知。

共有者全員の同意取得

共有者全員の同意取得

相続登記がなされていないなどにより共有者が複数存在し、共有者全員の同意取得が困難な場合が一定数存在すると考えられる。

- ➡ ✓ 5月28日に法務省と連名で次の内容の事務連絡を発出（概要：参考資料参照）。
※「公費解体・撤去マニュアル」を令和6年6月に改訂（第5版を策定）

ケース	対応
倒壊家屋等の場合	【滅失登記が行われた倒壊家屋等】 - 関係者全員の同意がなくても公費解体・撤去を進めることが可能 【滅失登記が行われていない倒壊家屋等】 - 市町村が建物性が失われていると判断した場合には、関係者全員の同意がなくても公費解体・撤去を進めることが可能 ※建物性の判断をするに当たり、土地家屋調査士の協力を得ることが可能
上記以外の損壊家屋等の場合	- 所有者等又はその所在が判明しない場合には、司法書士会の協力も得て、民法の所有者不明建物管理制度を活用 ※市町村が利害関係人として地方裁判所へ申し立てを行う際に必要となる管理費用について、公費解体が施工される場合は、解体に必要な委託費として、補助事業の対象となる - さらに、共有者等の意向を確認することが困難な場合、所有権等に関する紛争が発生しても申請者の責任において解決する旨の書面（いわゆる宣誓書方式）の活用により申請が可能であり、積極的に活用いただきたい ※自費解体の費用償還においても上記、宣誓書方式の活用が可能

- ✓ 今般の公費解体においても、宣誓書方式が活用されていると承知している。
- ✓ なお、過去の災害時においても一部の自治体※※において宣誓書方式が活用されているが、訴訟事例について、環境省には報告は上がっていない。

※※仙台市（東日本大震災）、熊本市（平成28年熊本地震）、倉敷市（平成30年7月豪雨）

建物性が失われた倒壊家屋等の対応

輪島朝市エリアにおける面的な解体・撤去加速化プラン

- 輪島朝市では、対象エリアの家屋等に対して、法務局による職権滅失登記が完了。
- 行政書士会の協力も得ながら、申請プロセスを加速化し、がれき撤去は概ね完了。
- 輪島市門前地区・町野地区や蛸島地区及び宝立町鵜飼・春日野地区における面的な解体撤去にも支援を実施。

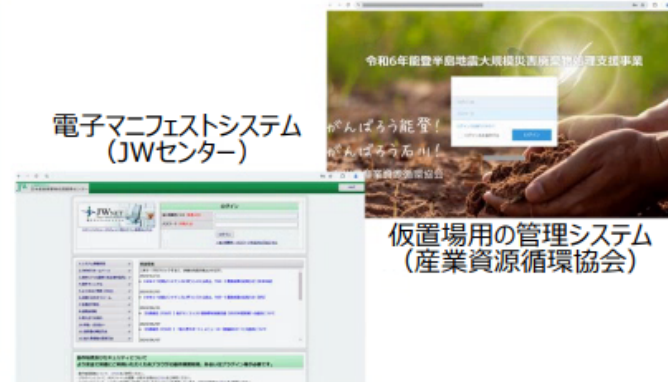


解体廃棄物の仮置場確保への対応

仮置場の効率的な運用・管理

○ 公費解体がピークを迎えたことに伴い、搬入車両や、積込に時間を要する搬出車両の増加により、仮置場内が混雑

- 市町、構造物解体協会及び産業資源循環協会とともに、搬出車両への積込作業スペースの確保や、仮置場への搬入時間と搬出時間を分けるなど、**仮置場の効率的なオペレーションについて検討**
- 従来、紙媒体を用いていた**廃棄物の量などを記載したマニフェストの電子化**や、仮置場の搬入車両や廃棄物量をリアルタイムで把握する**管理システム**により、処理状況などの**管理の一層の効率化を図る**



仮置場の設置状況 (R7.1末)

市町	仮置場	面積 (m ²)
珠洲市	ジャンボリー跡地	120,000
輪島市	輪島仮置場 1	30,000
	輪島仮置場 2	22,350
	輪島仮置場 3	8,600
	輪島仮置場 4 (R6.12.9 運用開始)	14,700
能登町	宇出津新港	22,000
穴水町	穴水港あすなろ広場横	20,000
	旧ホクエツ工業(株)穴水工場跡地	10,000
七尾市	七尾大田仮置場	15,800
	七尾津向仮置場 (R6.11.5 運用開始)	15,000
	七尾中島仮置場 (R7.1.20 運用開始)	15,000

市町	仮置場	面積 (m ²)
志賀町	富来野球場駐車場	12,000
	旧志賀中学校グラウンド	12,000
	候補地 A (整備中)	14,000
中能登町	後山仮置場	6,650
	金丸仮置場 (R6.11.1運用開始)	3,000
羽咋市	寺家工業団地	13,500
宝達志水町	町民センター アステラス駐車場	6,000
かほく市	旧大崎海水浴場駐車場	7,500
内灘町	蓮湖渚公園内調整池	6,000
金沢市	戸室新保埋立場内	
計	21箇所	—

仮置場の設置状況
R6.8末 : 16
↓ (+4)
R7.1末 : 20

石川県公費解体加速化プラン (令和 7 年 1 月 31 日改定) 石川県知事会見資料より

広域連携の推進に関する対応

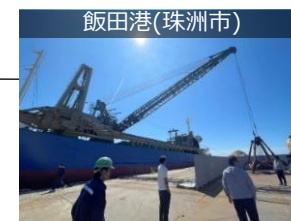
- 今般の災害廃棄物発生推計量の増加を踏まえ、令和7年10月までの公費解体完了、令和7年度末までの処理完了に向け、県外での広域処理を推進する。
- 「災害廃棄物中部ブロック広域連携計画」に基づき、環境省から、中部ブロック内に広域処理の協力を依頼するとともに、輸送の効率性を考慮し、近畿ブロック及び鉄道貨物輸送可能な関東ブロックについても依頼。石川県からも支援要請。

中部ブロック

- ・大型車両で搬入可能な自治体処理施設への**道路輸送での広域処理**を実施中。6県(富山・福井・岐阜・長野・愛知・三重) 19市町村等で9/4以降順次受入処理開始。



北陸ブロック内で、宇出津港(能登町:7/11開始)、飯田港(珠洲市:7/30開始)、穴水港(穴水町:10/19開始)、七尾港(七尾市:12/10開始)を活用した**海上輸送**を実施。木くず等を搬出し、県外の民間施設で受入処理中。



関東ブロック

- ・効率的な運搬が可能な**鉄道輸送での広域処理**を実施。東京都、川崎市、横浜市で9/27以降順次受入処理中。

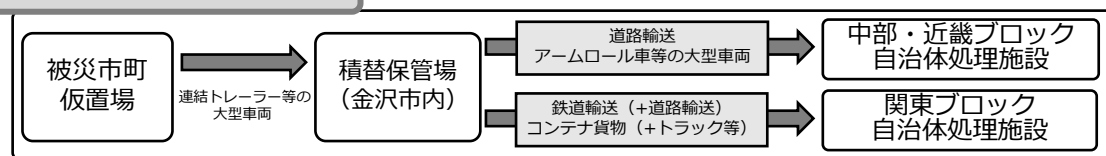
※今後、状況等に応じて受入先を順次拡充

近畿ブロック

- ・大型車両で搬入可能な自治体処理施設への**道路輸送での広域処理**を実施中。大阪府1組合(大阪広域環境施設組合)で1/15以降受入処理開始。



陸上輸送 広域処理フロー



廃棄物処理制度小委員会における審議

第1回：2月18日（本日） ・令和6年能登半島地震への対応状況について

災害廃棄物対策推進検討会における検討

- 以下の事項に関する検討等を実施いただく。
 - ・令和6年能登半島地震をはじめ近年の災害廃棄物対応の検証
 - ・平成27年改正法の施行状況等に関する点検
 - ・関係者へのヒアリング
- 上記を踏まえ、今年度末までに、今後の災害（首都直下地震、南海トラフ地震等を含む）における災害廃棄物の適正かつ円滑、迅速な処理に向け、平時から発災時までの対策（公費解体・災害廃棄物処理の体制整備、広域調整を含む関係者間連携等）に関する方向性（制度、施策等）について検討、整理いただく。

廃棄物処理制度小委員会における審議

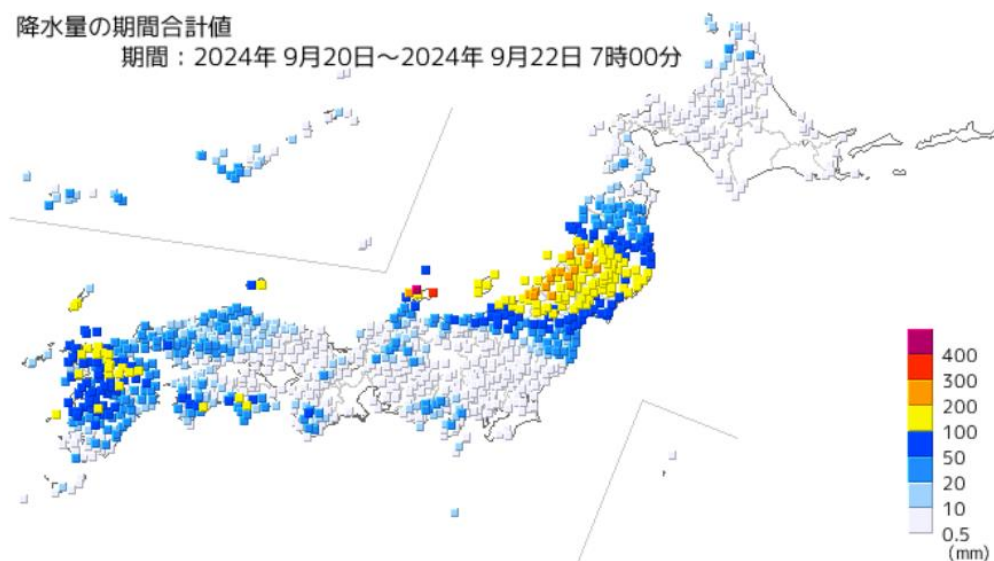
- 災害廃棄物対策推進検討会において整理された今後の災害廃棄物対策の方向性に関する事項のうち、制度的措置等を中心に引き続きご審議いただく。

- ### ■震度分布図



災害をもたらした気象の概況

- 9月20日頃から前線が日本海から東北地方付近に停滞し、21日は前線上の低気圧が日本海を東に進んだ。また、22日には台風第14号から変わった低気圧が日本海から三陸沖へ進んだ。低気圧や前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で大気の状態が非常に不安定となり、東北地方から西日本にかけての広い範囲で雷を伴った大雨となった。
- 秋田県では20日明け方、石川県では21日午前中に線状降水帯が発生した。石川県能登では、線状降水帯により大雨災害の危険度が急激に高まったことから、21日に輪島市、珠洲市及び能登町に大雨特別警報を発表した。石川県の多いところでは20日から22日までの総降水量が500ミリを超え、9月1か月間の平年の降水量の2倍を上回るなど、北陸地方や東北地方の日本海側では記録的な大雨となった。



降水量の期間合計値 (9月20日～9月22日 7時00分)

出典：内閣府、気象庁資料

【参考】令和6年能登半島地震における住家被害状況（令和7年1月14日時点）

都道府県名	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	合計
新潟県	109	4,102	20,155		14	24,380
富山県	259	807	21,468			22,534
石川県	6,083	18,369	83,299	6	5	107,762
合計	6,451	23,278	124,922	6	19	154,676

※単位：棟数

※表の数字は各県ＨＰの被害報告より引用。新潟県は令和7年1月10日、富山県は令和6年12月26日時点の棟数を記載（富山県は、未分類28棟を除く棟数を記載）。

※非住家被害は、石川県は公共建物330棟、その他35,728棟（半壊以上）、新潟県は非公共68棟。

新潟県新潟市 路面の隆起
（1月2日）



石川県穴水町 民家の被害
（1月5日）



石川県七尾市 道路被害
（1月9日）



※画像は全て環境省撮影

【参考】9月20日からの大雨における石川県内の住家の被害状況 [棟]

(令和7年1月14日時点)

市町名	全壊	半壊	一部 破損	床上 浸水	床下 浸水	合計
珠洲市	14	61	8	15	191	289
輪島市	89	463	84	34	385	1,055
能登町		5	31		218	254
七尾市					3	3
内灘町					1	1
合計	103	529	123	49	798	1,602

※ 表の数字は石川県HPの被害報告より引用。

※ 非住家被害は、珠洲市122棟、輪島市318棟(公共建物18棟を含む)、能登町15棟、穴水町2棟の計439棟。

【参考】石川県の生活ごみの収集運搬に関する取組について

取組の概要

- 県内外の自治体や民間事業者から**支援車両を被災自治体に派遣**し、地元の車両と併せて避難所ごみ及び家庭ごみの回収を実施。
- 処理施設が停止した地域では、収集した避難所ごみ及び家庭ごみを、焼却施設等に仮置きし、**県内又は県外の一般廃棄物焼却施設へ搬出**。

段階	課題	対応
初動段階	■ 既存の車両体制では、避難所ごみと家庭ごみの両方の収集が困難で、回収の遅れなどが発生。	■ 県内外の他自治体や民間事業者から支援車両を被災自治体に派遣し、収集運搬体制を構築。 ■ 一部の地域では、収集するごみを限定する等の対応を実施。
発災初期(1月上旬)以降 収集運搬体制の強化と 代替処理先の確保	■ 一般家庭から排出されるごみの収集に加え、避難所から排出されるごみを収集しているため、車両台数の不足や道路事情などにより、ごみ収集の遅れなどが発生。 ■ 停止中施設のピットや仮置場等において、収集した避難所ごみ・家庭ごみを一次受入・保管しているところ、保管可能量を超える恐れがあり、焼却施設の復旧までの代替受入先の確保が必要。	■ 環境省現地常駐者※が避難所ごみ等の排出状況を確認し、石川県と連携しながら、現場のごみの排出状況等に応じて応援車両の派遣先を調整するなど対応。 ■ 焼却施設の復旧対策と並行し、周辺自治体の焼却施設等による処理を増強するために、受入先の確保や広域運搬方法の調整を実施。

※珠洲市、能登町、輪島市、穴水町、七尾市、市賀町の6市町に環境省職員を常駐派遣。

【生活ごみの収集運搬の流れ（イメージ）】



家庭ごみ



避難所ごみ



収集・運搬



ごみ処理施設

【参考】避難所における適切なし尿処理の確保に関する取組について

取組の概要

- 能登半島地震の発生後、経済産業省が中心となり避難所等に最大で約1,150基の仮設トイレを設置（民間設置分の約320基を含む。）。
- 環境省は適切なし尿処理等を確保する観点から、その時々課題に対応するため自治体・関係業者をサポート。

段階	課題	対応
初動段階	■ 避難所における仮設トイレや携帯トイレが不足。	■ 発災直後から石川県の清掃業者団体や経済産業省等との連絡体制を確保。仮設トイレ対応についての情報共有フローを構築。
発災初期 (1月上旬) 仮設トイレ等の増強	■ 発災初期の急激な仮設トイレの増設に合わせ、適切なし尿処理を行うためにバキュームカーの台数確保が必要。	■ 仮設トイレの設置予定時期・場所について経済産業省等と緊密に情報を共有。 ■ こうした情報を活用しながら関係団体と連携し、県外業者の派遣を含め、最大時にバキュームカー40台以上の回収体制を確保。
発災初期 (1月上旬) 一時受入れ施設の活用、 簡易トイレの回収	■ 被災によりし尿処理施設が稼働停止となり、広域処理が必要となった結果、輸送距離が長くなり輸送効率が低下。 ■ 避難所の簡易トイレから発生した固形ごみについて、回収時の衛生面の確保（中身の飛散防止等）が必要。	■ 停止中の施設の受入れタンクを一時受入施設として活用する他、下水処理場の活用により処理体制を整備し、バキュームカーの輸送効率を向上。 ■ 固形ごみは、地元自治体のパッカー車に加え、県内外の自治体や民間事業者の応援派遣により回収を実施。使用後簡易トイレの回収については色分けによる分別等、清掃業者への注意喚起を実施。
回収体制構築後 (1月中旬以降) バキュームカー安定稼働 →トイレの衛生状況の確保	■ 適切な頻度で避難所からのし尿回収が行うため、回収ルートの構築やバキュームカーの運行状況の把握が必要。 ■ 国以外の主体により設置されたトイレ（トレーラートイレ、復旧工事現場等）の存在が事後的に判明 ■ 仮設トイレの衛生環境や利便性（和式→洋式への転換、夜間照明等）の確保が必要。また、一部の公衆トイレにおいて不適切な使用状況が確認され、衛生環境の確保が必要。	■ 各市町の仮設トイレの設置状況をマップ化し自治体に提供する他、現地職員を通じて各市町におけるバキュームカーの運行状況を把握するなど、適切な頻度での回収が行われていることを確認。（珠洲市では環境省職員が配車のオペレーション作業をサポート） ■ 国以外の主体により設置されたトイレについても、現地と連携し随時情報を収集・整理。 ■ 環境省本省から審議官級職員を派遣し、環境省職員が避難所の仮設トイレの衛生環境の点検や避難者のニーズ把握を実施する体制を構築。環境省と関係団体で連携し、消臭スプレー約2,200本を配布。 ■ 仮設トイレの適正使用に関する張り紙を作成した他、県と連携して公衆トイレの状況を個別に確認し、衛生面を確保。

【参考】能登半島地震における浄化槽復旧対策

浄化槽被害状況と対応状況

- 能登地域 6 市町に設置されている浄化槽は全体で約1.9万基（うち市町設置が約3千基、個人設置が約1.6万基）。
- 市町設置浄化槽については設置基数の約40%にあたる1,400基以上が被災。個人設置浄化槽については窓口一元化のためコールセンターを設け、設置基数の約20%にあたる3,000件以上の調査依頼を受付。
- 市町設置浄化槽については環境省が支援しながら、各市町において復旧工事の発注・施工を進めているところ。個人設置浄化槽についても石川県・関係団体等と連携・協力し、復旧工事や補助申請等のサポートを実施。

能登半島地震の教訓

- 大規模地震が発生した際、浄化槽についても大規模な被害が発生することを前提に平時からの備えが必要。自治体と指定検査機関・業界団体との災害協定締結など、**地域内、さらには都道府県を越える広域的な浄化槽事業関係者間の支援体制を整える**必要がある。
- 支援体制においては、被災浄化槽の調査から災害査定までの円滑・迅速な遂行が可能となるよう、**平時からの意思の疎通**を図ることを想定して対策を立案する必要がある。
- 浄化槽の正確な実態把握の有無は、復旧活動の初動に大きく影響し得る。災害時への備えの観点からも、浄化槽台帳の整備・充実が必要。



地震により浮き上がった浄化槽（画像は七尾市内の例）



地震により浮き上がった浄化槽（画像は珠洲市内の例）

【参考】令和6年能登半島地震によって損壊した家屋等に係る 公費解体・撤去に関する申請手続等の円滑な実施について（概要）

環境省・法務省
令和6年5月28日



概要

- 損壊家屋等の公費解体・撤去は、家屋等の所有者の申請の上で行うことが原則。しかし、家屋等が複数人で共有されており、解体・撤去に係る関係者全員から同意書を取得することが困難な場合等もある。
- このような状況において、公費解体・撤去に向けた手続を円滑化・迅速化する方策として、建物の滅失登記や、所有者不明建物管理制度及びいわゆる宣誓書方式を活用可能。そこで、今回、事務連絡において、損壊家屋等の解体・撤去等に係る手続等を整理。

1. 倒壊家屋等への対応

- 家屋等が倒壊、焼失又は流失等により滅失し、建物性※¹が認められない※²場合、その倒壊家屋等の建物所有権等が消滅。
※1…建物性の条件：①土地に定着し（定着性）、②屋根及び周壁等を有し（外気分断性）、③目的とする用途に供し得る状態（用途性）
※2…建物性が認められない例：㊦建物全体が倒壊又は流失、㊧建物が大規模火災により全焼、㊨建物の下層階部分が瓦潰、㊩建物の壁がなくなり柱だけになっている
- 今回、法務局において、登記官の職権による倒壊家屋等の建物の滅失の登記（職権滅失登記）を行う予定。
- ①滅失登記が行われた倒壊家屋等は、建物性が失われていることが明らかであるため、市町村が建物性が失われる前の当該家屋等の所有者等から公費解体・撤去の申請を受け付け、思い出の品など必要なものが持ち出されたことを確認した後は、建物所有権等を有していた全ての者の同意がなくても、市町村の判断により災害廃棄物として公費解体・撤去を行って差し支えない。
- ②滅失登記が行われていない倒壊家屋等も、市町村が、建物性が失われる前の当該家屋等の所有者等から公費解体・撤去の申請を受け付け、家屋等の建物性が失われていると判断する場合は、思い出の品など必要なものが持ち出されたことを確認した後は、建物所有権等を有していた全ての者の同意がなくても、市町村の判断により災害廃棄物として公費解体・撤去を行って差し支えない。
- * ①②のいずれについても、公費解体・撤去の申請対象の建物の情報に係る書類のうち、例えば職権滅失登記に際して市町村が収集した情報などにより確認できるものは、申請者からの当該書類の提出を簡素化又は不要とするなど、申請者の負担軽減を図る。

2. 倒壊家屋等以外の損壊家屋等への対応

- 倒壊家屋等以外の損壊家屋等について、所有者等又はその所在が判明しない場合には、民法の所有者不明建物管理制度を活用した公費解体・撤去が考えられる。
- 共有者等の意向を確認することが困難な場合には、所有権等に関する紛争が発生しても申請者の責任において解決する旨の書面（いわゆる宣誓書方式）を活用した公費解体・撤去※を行って差し支えない。
※宣誓書活用の条件：共有者等に対する意向確認の状況や家屋の状況等を総合的に考慮しやむを得ないと考えられ、申請者からの公費解体・撤去申請に対して共有者等から異議が出る可能性が低いと考えられる場合

3. いわゆる自費解体の費用償還への対応

- 自費解体の費用償還の場合であっても、倒壊家屋等の解体・撤去については、建物所有権等を有していた全ての者の同意がなくても、実施して差し支えない。また、倒壊家屋等以外の損壊家屋等については、共有者等の意向を確認することが困難な場合には、いわゆる宣誓書方式を活用した解体・撤去に対して費用償還を行って差し支えない。

【参考】被災により建物性が認められない例

㊦ 建物全体が倒壊又は流失



㊧ 建物が火災により全焼



㊨ 建物の下層階部分が圧潰



㊩ 建物の壁がなくなり柱だけになっている

